

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方  
に関する検討会

報告書（案）

平成17年10月

## 目 次

1	報告書	1
	・ 基本的な考え方	
	・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直し	
	・ 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し	
2	参考資料	12
	資料1 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会開催要領	13
	資料2 検討会の審議経過	15
	資料3 報告書の概要	17
	(住民基本台帳の閲覧制度関係)	
	資料4 住民基本台帳制度について	21
	資料5 参照条文(住民基本台帳関係)	25
	資料6 住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯	28
	資料7 住民基本台帳法の目的とその改正経緯	30
	資料8 住民基本台帳法に基づき閲覧の請求を拒否できる場合	35
	資料9 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に関する調査結果(概要)	37
	資料10 個人情報保護に関する世論調査(内閣府 抜粋)	39
	資料11 個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護 に関する法律と住民基本台帳法との比較(未定稿)	41
	資料12 ヒアリング結果概要(住民基本台帳関係)	46
	資料13 諸外国における住民登録制度について	49
	資料14 公益性が高いと考えられる事例	53
	(選挙人名簿の抄本の閲覧制度関係)	
	資料15 選挙人名簿制度について	54
	資料16 選挙人名簿抄本の閲覧の申立てを拒否できる場合	57
	資料17 参照条文(選挙人名簿関係)	58
	資料18 選挙人名簿の縦覧及び閲覧制度の変遷について	62
	資料19 選挙人名簿抄本の閲覧制度に関する調査結果(概要)	64
	資料20 ヒアリング結果概要(選挙人名簿関係)	67
	資料21 諸外国における選挙人名簿の閲覧制度について	69

## 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書

### 1 基本的な考え方

- (1) 住民基本台帳制度は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づくもので、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う制度として創設され、一方では、住民の利便を増進し、他方では国や地方公共団体の行政の合理化を図ることを目的とするものである。
- (2) 法により、市町村長は、個人又は世帯を単位とする住民票からなる住民基本台帳を作成することとされ、法で義務付けられた住民からの届出等に基づき住民票の記載を行うこととされている。住民票の記載事項には、氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄等、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、選挙人名簿の登録に関する事項、国民健康保険の被保険者資格に関する事項など16事項がある。（注1）  
このように、住民基本台帳には、法に基づき収集された個々の住民に関する情報（以下「個人情報」という。）が記録されているものである。
- (3) 法においては、居住関係を公証する公簿として、法制定時から、広く一般に公開することが原則（以下「公開原則」という。）とされ、法11条において何人も住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができること、法12条及び20条において何人も住民票の写し（又は記載事項証明書）及び戸籍の附票の写しの交付を請求することができることとされている。（注2）
- (4) これに対しては、個人情報保護の観点から、公開原則を見直し、原則非公開とすべきとの意見がある。特に、現行の閲覧制度は、広く何人でも閲覧を請求できることとされているため、閲覧の対象が氏名、生年月日、性別、住所の4情報に制限され、不当な目的又はそのおそれがある場合等には請求を拒否できることとされているとしても、その審査基準等が不明確なこともあり市町村の審査がまちまちとなっていること、ダイレクトメールなどの営業活動のために大量に閲覧され広く利用されていること、制度を悪用したと考えられる事件が発生していることなどについて問題点が指摘されている。

(5) 一方で、住民基本台帳は、居住関係の公証制度として、また、住民に関する各種行政事務の基本台帳として、個人情報保護しながらも、それを適切に利用することにより、住民の利便の増進と国・地方公共団体の行政の合理化を図ろうとするものである。

(6) 以上のようなことを踏まえて、当検討会としては、情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、「現行の何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制度は廃止し、法の目的に即して、閲覧できる主体と目的を限定するとともに、審査手続等についても整備するなど、個人情報保護に十分留意した新たな制度として構築すべきと考える。併せて、住民票の写し等の交付制度についても手続の明確化等所要の見直しを行うべきである。

また、住民基本台帳に基づいて調整される選挙人名簿についても、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づいて、選挙人名簿抄本の閲覧制度が設けられているが、同法の目的に即して、個人情報保護の観点から所要の見直しを行うべきである。

(注1) 住民票の記載事項は、次の16事項とされている。①氏名 ②出生の年月日 ③男女の別 ④世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 ⑤戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨 ⑥住民となつた年月日 ⑦住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日 ⑧新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所 ⑨選挙人名簿に登録された者については、その旨 ⑩国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する事項 ⑪介護保険の被保険者である者については、その資格に関する事項 ⑫国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事項 ⑬児童手当の支給を受けている者については、その受給資格に関する事項 ⑭米穀の配給を受ける者については、その米穀の配給に関する事項 ⑮住民票コード ⑯住民の福祉の増進に資する事項で住民票の写しの交付により個人の秘密を侵すおそれがないと認められるもののうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために必要と認めるもの

(注2) 法制定時において、公開原則がとられたのは、主として、①住民票の記載事項には、個人の秘密に属するような事項は含まれていないと考えられていたこと、②法の前身である住民登録法でも公開とされていたこと、③個人の身分関係を記録する戸籍の記載事項も公開とされていたこと（昭和51年の改正前の戸籍法第10条）、④閲覧等により記載内容の正確性の確保が図られること、⑤住民の利便の増進に役立つこと、等の理由によるものとされている。

これに対して、その後の社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等による、国民のプライバシー保護に対する関心の高まりを受けて、閲覧制度等については、昭和60年と平成11年に次のような改正が行われた。

(昭和60年の法改正)

- ・ 閲覧制度について、請求者に請求事由等を明らかにさせるとともに、市町村長は、当該請求が不当な目的であることが明らかなき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは当該請求を拒むことができることとされた。

また、市町村長は、政令で定めるところにより、住民基本台帳の写し又は住民票の記載事項の一部の記載を省略した住民基本台帳の一部の写しを作成し、これをもって住民基本台帳の閲覧に代えることができるものとされた。

- ・ 住民票の写しの交付制度については、戸籍法に準じ、請求者に請求事由等を明らかにさせるとともに、請求が不当な目的によることが明らかなきときは拒むことができることとされた。

また、住民票記載事項証明書の交付について法定化されるとともに、住民票の写しの交付に当たって市町村長が省略できる住民票の記載事項として、個別行政事項のほかに、世帯主との続柄及び戸籍の表示の事項が加えられた。

- ・ 戸籍の附票の閲覧制度については廃止されるとともに、その写しの交付については、住民票の写しの交付に関する規定が準用された。
- ・ 偽りその他不正の手段により、閲覧をし又は住民票の写し等の交付を受けた者に対して過料（5万円以下）を課すこととされた。

（平成11年の改正）

- ・ 閲覧制度について、閲覧の対象を住民基本台帳の一部の写し（氏名、生年月日、性別、住所）とされた。
- ・ 住民票の記載事項として、住民票コードが加えられたが、住民票コードについては、第三者からの住民票の写しの交付請求の対象外とされた。
- ・ 偽りその他不正の手段により、閲覧をし又は住民票の写し等の交付を受けた者に対する過料の限度額が引き上げられた（10万円以下）。

## 2 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直し

### （1）閲覧できる主体と目的

ア 現在の閲覧制度の利用状況を大きく分けると、①国及び地方公共団体の職員による職務上の利用（公用）、②本人等、利害関係人や弁護士等による利用（特定された住民に係る公証）、③世論調査や学術調査など公益性のある調査等のための利用（公益）、④ダイレクトメールなど専ら営業活動のための利用（営利）とに分けることができる。

イ 住民基本台帳の利用目的は、まずは、当該住民基本台帳を管理する当該市町村において、「住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため」に利用することである。

次に、「住民に関する記録を正確かつ統一的に行う制度」として、「住民の

利便の増進」と「国及び地方公共団体の行政の合理化」を図ることとされていることから、当該住民本人及び同一世帯の者、並びに国、都道府県及び他の市町村に利用させること（個人情報を提供すること）は、その本来の目的に含まれていると言える。

なお、国及び地方公共団体については、無条件に利用・提供が認められるわけではなく、国及び地方公共団体が法令の定める事務又は業務を遂行する場合に、必要な限度で情報を利用・提供できるものである。

ウ また、住民基本台帳の閲覧制度は、住民票の写しの交付制度と併せて、住民の居住関係を公証する制度として、設けられているものである。

公証すべき相手方としては、次のような者が考えられる。

- ① 本人又は同一の世帯の者
- ② 国及び地方公共団体
- ③ ①及び②以外の者のうち住民の居住関係について確認することについて正当な理由をもつ者

①及び②については、イで述べたところの住民基本台帳の利用目的にも合致する。③については、住民基本台帳の公証制度としての利用目的から、閲覧を認めることが適当と考える。

③について、まずは、住民票の写しを取得する場合（参考）に準じて考えることが可能である。

これらのうち、対象となる住民が氏名等により特定されている場合については、当該住民以外の住民の個人情報が閲覧されるのを防ぐ観点から、閲覧制度よりも住民票の写しの交付制度で対応することが適当と考えられる。

（参考）本人以外の第三者が住民票の写しを取得する主な場合

- ・ 本人の代理として取得する場合
  - ・ ・ ・ 明らかに本人の利益になるとき
- ・ 債権者（金融機関・特殊法人等）が債権の回収のために債務者本人の住民票の写しを取得する場合
  - ・ ・ ・ 本来であれば本人から取得してもよいケースであるがそれが困難な場合
- ・ 相続手続や訴訟手続などにおいて法令に基づく必要書類として取得する場合
  - ・ ・ ・ 法令上必要とされる場合
- ・ 弁護士等が法令に基づく職務上の必要から取得する場合
  - ・ ・ ・ 法令上必要とされる場合
- ・ 特殊法人等が公共用地の取得のために必要とする場合
  - ・ ・ ・ 法令上必要とされる場合

エ 次に、氏名等により住民を特定することが困難であるが、特定の住所又は一

定の地域に居住する住民に係る居住関係について確認することについて正当な理由がある場合には、公証制度としての利用目的の範囲内として、閲覧を認めることが適当と考える。

具体的には、国や地方公共団体が法令の定める事務又は業務を遂行する場合のほか、次のような場合については、その成果が国や地方公共団体の施策に反映されるなど公益性があり、住民の利便の増進に資すると考えられること等から、閲覧を認めることが適当と考える。

a 世論調査、学術調査などいわゆる社会調査のうち公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出するために閲覧する場合（注3）

ここでいう調査とは、具体的には次のような調査をいうものとする。

- ・放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道の用に供する目的で行う調査
- ・大学その他の学術研究を目的とする機関が学術研究の用に供する目的で行う調査
- ・上記以外の機関等が統計的手法を用いて行う調査のうちこれらに準じるもの

これら社会調査を行う主体及び調査の内容は様々であることから、その調査の公益性、個人情報の取扱い等について厳格な審査を行う必要がある。公益性の判断基準の一つとして、例えば、調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されているかどうかを基準とすること等が考えられる。

（注3）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第8条第2項第4号では、行政機関等以外の者へ保有個人情報を提供できる場合として、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」が挙げられている。これは、専ら統計の作成や学術研究のために個人情報を利用する場合は、特定個人が識別できない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられるからと説明されている。

b 社会福祉協議会や自治会などの公共的な団体が住民サービスの向上につながるような公益性の高い事業を実施するために閲覧する場合等（注4）

これらについては、それぞれの団体の行う事業の内容、閲覧を認める必要性等も、個々の事業によって異なると考えられることから、各市町村長の判断により、閲覧を認めることができるようにすることが適当と考える。また、住民票の写しの交付では対応できないが、なお居住関係について確認する特別な理由がある場合（例 自らの所在地を住所としている者が他にいないか等を確認するために閲覧する場合）も同様である。

（注4）行政機関個人情報保護法第8条第2項第4号では、行政機関等以外の者へ保有個人情報を提供で

きる場合として、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」が挙げられている。特別の理由があるときは、具体的には、①行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等と説明されている。

オ 営業活動としてのダイレクトメールなどのために閲覧することについては、認めるべきではない。

カ 本人及び国や地方公共団体以外に閲覧させる場合には、本人が拒否するときには申出を受け付ける制度（オプトアウト）や本人から改めて申出を受け付ける制度（オプトイン）を導入すべきかどうかについても議論されたが、上述のように国や地方公共団体、公益性の高い場合等に閲覧を限定するのであれば、それらの制度を導入する必要はないと考える。

また、プライバシー権を自己情報をコントロールする権利として捉えるべきではないかとの観点から、導入すべきとの意見もあった。

さらに、公益性の高い調査等への台帳の利用を認めるに際し、住民基本台帳法の目的に即し、その範囲内において認めるものであることを明確にするため、同法の目的規定の見直しについても検討すべきではないかとの意見があった。

## （２）審査手続

ア 特定の住民についての閲覧制度を存続する場合の手続については、住民票の写しの交付制度と同様とすべきと考えられるが、不特定多数の住民について閲覧する場合については、原則として、その理由及び閲覧により取得した個人情報の管理などについて審査を行う必要がある。

特に、社会調査を行う主体については様々であることから、閲覧の請求があった場合には、厳格な審査を行う必要がある。具体的には、次のような事項を明らかにさせ、必要な資料の提出を求めることが考えられる。また、個々のケースについて、判断が困難な場合には、市町村において、個人情報保護条例に基づき審議会に諮問した上で判断することも考えられる。

- ① 請求者の氏名・住所  
所属する事業所等の名前、所在地、責任者  
委託を受けて調査を行う者については、委託者の名前、所在地、責任者
- ② 請求事由及び閲覧したい住民の範囲  
調査等の内容の分かる資料  
住民基本台帳を利用する必要性

- 調査結果の公表の方法・時期
- ③ 情報の管理・廃棄体制  
閲覧により取得した個人情報の管理・廃棄の方法、時期
  - ④ ①～③の裏付けとなる資料  
例 法人登記、事業所概要  
大学の委員会又は学部長による証明書  
日本世論調査協会、市場調査協会等による証明書  
プライバシーマーク
  - ⑤ 誓約書  
目的外に利用しないこと等

イ 国及び地方公共団体の職員が職務上の必要から閲覧を請求する場合については、従来は請求事由を明らかにする必要がないこととされているが、不特定多数の住民について閲覧を請求する場合については、犯罪捜査等に必要な場合を除き、原則として請求事由を明らかにするとともに、少なくともその属する機関の所掌事務又は業務の遂行として行っていることを手続的にも明らかにすべきである。

### (3) 閲覧方法等

ア 閲覧用の住民基本台帳の一部の写し（以下「閲覧用リスト」という。）の作成方法については、一部の市町村で閲覧用リストを氏名のアイウエオ順で作成する等の対応をとっている。本報告で提言するような、閲覧できる場合の限定、審査手続の整備等の抜本的な見直しを行うことにより、閲覧用リストの作成方法については、今後は、居住関係を公証する制度との観点から、町字等の地区ごとに住所順とすることを基本とすべきと考えられる。

イ また、請求者に閲覧させる際には、請求事由に応じて必要な範囲を超えて閲覧することがないように、原則として職員の面前で行わせるとともに、閲覧者が閲覧し書き写した内容について請求事由と齟齬がないか確認するとともに、そのコピーを保管しておくことが適当である。

なお、閲覧用リストではなく、コンピュータの端末で閲覧をさせることも考えられるが、その場合、必要以上に閲覧させることがないように措置を講ずる必要がある。

ウ 閲覧の手数料についても、一部の市町村では、閲覧を制限する観点からその引上げ等が行われているのではないかと考えられるが、閲覧制度を抜本的に見直すことにより、手数料の取扱いについては、その閲覧制度の事務処理に必要な額とすべきと考えられる。

#### (4) 不正な目的での閲覧や目的外利用を防ぐための仕組み

ア 国や地方公共団体については、行政機関個人情報保護法や個人情報保護条例等による制限が働くこととなるが、それ以外の者に対して、不特定多数の者の閲覧を認める場合には、目的外に利用しないことを条件に閲覧を認めることとすべきである。併せて、閲覧を認めた相手方と請求事由等の概要を公表することにより、透明性を高めることが適当である。

イ アの担保措置として、市町村長から閲覧により取得した個人情報の利用状況、及び管理・廃棄について報告を求めることとすべきである。

不正な目的での閲覧や目的外利用が判明した場合には、過料に処すこと等(不正閲覧等の公表、刑罰)を検討すべきである。

#### (5) 住民票の写しの交付制度等の見直し

ア 住民票の写しの交付制度については、現在でも請求事由の審査等がかなり厳格に運用されており、個人情報保護の観点から、更に厳格な運用を確保することにより適切に対応することが可能であると考えられる。

特に、国や地方公共団体の職員による職務上の請求や弁護士等の職務上の請求については、その職名又は資格及び職務上の請求である旨等を明らかにして請求する場合は、請求事由を明らかにしなくてもよいこととされている中、近年行政書士等による職務上請求用紙の不正使用等の事件が発生していること等も踏まえ、各業士からの職務上の請求に当たっては、詳細な請求事由まで明らかにさせることは必ずしも必要ないが、住民票の写しの使用目的(根拠法令等)、依頼者名、提出先については、職務上の請求であることを明らかにする観点から記載させるなど手続を明確にする必要がある。

また、請求者に対する身分証明書の提示等本人確認を徹底する必要がある。

イ 戸籍の附票とは、本籍地で作成される戸籍と住所地で作成される住民票との間を連絡、媒介して、戸籍と住民票の共通記載事項の内容を一致させるとともに、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票である。戸籍の附票の写しについては、不動産の登記等、過去の居住関係の公証が必要な場合に利用されているものであり、アに準じて手続の明確化等を図るべきである。

ウ 戸籍の謄抄本の交付制度の見直しに係る検討とも整合を図るべきである。

### 3 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

(1) 選挙人名簿は、投票できる者の範囲を確定するために、市町村の選挙管理

委員会によって調製、保管される公簿である。選挙人名簿への登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者について行うものとされている。また、選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をすることとされている。

(2) 選挙人名簿については、その正確性を確保するため、市町村の選挙管理委員会は、選挙時（選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後5日に当たる日まで）を除いて、選挙人名簿の抄本（住所、氏名、生年月日、性別を記載）を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならないこととされている。これは、選挙人名簿を常時選挙人の目に触れさせておくことにより、選挙人名簿の正確性を確保しようとするものであり、選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に対して、調査の請求をすることができることとされている（公職選挙法29条2項及び3項）。

(3) 現在、選挙人名簿抄本の閲覧は、

- ① 選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために閲覧する場合のほか、
  - ② 候補者等、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合
  - ③ 報道機関や学術研究機関が世論調査や学術調査を行うために閲覧する場合
- に認める取扱いがなされている。

一方、ダイレクトメール等の営利目的での閲覧は認めておらず、各市町村の選挙管理委員会において要綱等を定め、事務処理が行われている。

ただ、市町村の選挙管理委員会などからは、選挙人名簿は住民基本台帳に基づいて調製されること、法令上閲覧を拒否できるといった規定がないこと、登録の有無の確認といった選挙人名簿の正確性の確保に結果的につながっている閲覧はあまりないことなどから、選挙人名簿抄本の閲覧は住民基本台帳の一部の写しの閲覧で代替可能であり、選挙人名簿抄本の閲覧制度について、廃止も含めた見直しを行うべきとの意見もある。

また、本検討会において意見を聴取した一部の団体からは、本人が登録の有無を確認する場合を除いて、原則として閲覧制度を廃止すべきとの意見があったところである。

しかしながら、選挙人名簿は住民基本台帳と連動しているものの、選挙人名簿の登録・抹消については、住民基本台帳とは別の制度として市町村の選挙管理委員会が当該市町村の区域内に住所を有するか否かを判断する仕組みとなっており、住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができれば選挙人名簿抄本の閲覧はしなくてもよいことにはならない。

また、選挙人名簿への登録の有無は選挙権の行使と密接に関連するものであり、本人が自己又は特定の者について登録の有無を確認する手段は選挙の公正な執行のために必要不可欠である。

さらに、現状において、②及び③の場合の閲覧件数は極めて多く、仮に閲覧制度を廃止することとした場合には選挙運動・政治活動や世論調査・学術調査に大きな支障を来すおそれがあるとの意見も多く出されたほか、諸外国においても類似の制度が設けられているところである。

これらの点を踏まえると、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直しを行うのに併せて、(4)の見直しを行うことを前提に、今後とも閲覧制度を存続する必要があると考える。

(4) 現行の選挙人名簿抄本の閲覧制度について、閲覧を拒否できる場合が法令上明確ではないとの問題点があることから、個人情報保護の観点を踏まえ、次のような見直しを行うべきである。

ア 公職選挙法第1条に「選挙制度を確立し、選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」旨規定されており、公職選挙法の目的に即して閲覧できる場合を法令上明確に位置づけることが必要である。

① 選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために閲覧する場合

選挙人名簿の正確性を確保するために当然に必要な閲覧である。

② 候補者等、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合

選挙運動や政治活動は、民主政治の健全な発達の基礎となるものであるとともに、選挙人の意思の決定に寄与するものである。

③ 報道機関や学術研究機関が政治・選挙に関する世論調査や学術調査を行うために閲覧する場合（P5 aのうち政治・選挙に関するもの）

報道機関や学術研究機関が政治・選挙に関する有権者の意識や関心についての世論調査や学術調査を行うことは、政策形成の一助になっており、民意を顕在化し、民主政治の質的な充実を図る上で欠くことができない公益性を有しており、選挙人の意思の決定に寄与するものである。

なお、②及び③についても、間接的に選挙人名簿の正確性を確保するという面もある。

イ ②及び③の場合、候補者や報道機関といってもその主体の範囲を明確に

画することは困難であることから、偽りその他不正の手段による目的外の閲覧を防止するため、閲覧に関する事務処理の基本的な手続規定を法令に定めることとすべきである。

その際、公職選挙法令の規定や市町村の選挙管理委員会の要綱等で定められている手続も踏まえ、次のような事項を明記した資料の提出を求めるなど住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る手続に準じた手続を整備すべきである。

- ・ 閲覧しようとする者の氏名、住所
- ・ 閲覧理由
- ・ 閲覧したい選挙人の範囲、その理由
- ・ 閲覧により取得した情報の管理・廃棄の方法
- ・ (③の場合) 選挙人名簿抄本の閲覧が必要な理由、調査の内容が分かる資料、調査結果の公表の方法・時期
- ・ 誓約書(目的外に使用しないこと)

さらに、現行法では、偽りその他不正な手段によって選挙人名簿抄本を閲覧した者に対する制裁措置がないため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に準じた制裁措置を設けるべきである(①を含む)。

②及び③に係る手数料について、住民基本台帳の一部の写しの閲覧との関係で議論はあったが、これらについては民主政治の健全な発展に資するという公職選挙法の目的に即したものであることから、閲覧を認めるものであることから、手数料は徴収しないことが適当である。

ウ 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿抄本を閲覧に供するほか、その他適当な便宜を供与しなければならないこととされているが、その範囲は、「予算と労力の範囲内」と解されている。このため、市町村の中には選挙人名簿抄本のコピーを認めている団体と認めていない団体がある。また、個人情報保護の観点からは安易に認めるべきではないとの意見がある一方、コピーを認めてほしいとの意見もある。

本検討会としては、前記のとおり選挙人名簿抄本の閲覧制度について、一定の見直しを行った上で存続することが必要であるとしたところであるが、選挙人名簿抄本のコピーを認めている市町村は全体の約4分の1にとどまっており、また、コピーを認めることは個人情報保護の観点から適当ではないと考えられることから、この際法律上の便宜供与の規定は削除すべきと考える。

## 參考資料

## 住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会開催要領

### 第 1 目 的

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度及び住民基本台帳に基づいて調製される選挙人名簿の抄本の閲覧制度のあり方等の課題について有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

### 第 2 構 成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

### 第 3 座 長

- (1) 検討会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

### 第 4 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めその意見を聞くことができる。

### 第 5 その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会メンバー名簿

(敬称略 50音順)

縣	忠明	産経新聞東京本社論説委員室論説委員
荒川	満	東京都総務局行政部長(第4回検討会まで)
飯田	政之	読売新聞東京本社論説委員(第2回検討会から)
石川	雅己	全国連合戸籍事務協議会会長(千代田区長)
稲葉	馨	東北大学大学院法学研究科教授
宇賀	克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
小田	尚	読売新聞東京本社論説委員(第1回検討会まで)
片木	淳	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
北村	龍行	毎日新聞社論説室論説委員
清原	慶子	三鷹市長
小牧	次郎	全国市区選挙管理委員会連合会副会長
佐野	真理子	主婦連合会事務局長
城本	勝	日本放送協会放送総局解説委員室解説委員
中田	宏	横浜市長
芳網	敏雄	千葉市選挙管理委員会委員長
堀部	政男	中央大学大学院法務研究科教授・一橋大学名誉教授
前田	信弘	東京都総務局行政部長(第5回検討会から)
森本	昌義	(株)ベネッセコーポレーション代表取締役社長兼COO (日本経済団体連合会推薦)

(オブザーバー)

内閣府国民生活局個人情報保護推進室長  
法務省民事局民事第一課長

## 検討会の審議経過

- 第1回検討会（平成17年5月11日（水）15:00～17:00）
- ・ 検討会の進め方、制度の紹介等

※ 市区町村における閲覧制度などの実態調査

- 第2回検討会（平成17年6月22日（水）15:00～17:00）
- ・ 実態調査結果等 報告
  - ・ 論点整理

- 第3回検討会（平成17年7月4日（月）15:00～17:00）
- ・ ヒアリング

- 第4回検討会（平成17年7月13日（水）15:00～17:30）
- ・ ヒアリング

- 第5回検討会（平成17年7月29日（金）13:30～15:20）
- ・ ヒアリング（選挙人名簿抄本の閲覧）

- 第6回検討会（平成17年8月30日（火）13:30～15:30）
- ・ 外国の制度（住民登録制度）等 報告
  - ・ 論点整理

- 第7回検討会（平成17年9月21日（水）15:00～17:00）
- ・ 選挙人名簿抄本の閲覧制度に係る論点整理
  - ・ 報告書（素案）

※ パブリックコメント（9/22～10/6）

- 第8回検討会（平成17年10月7日（金）15:00～17:00）
- ・ 報告書（案）

- 第9回検討会（平成17年10月20日（木）14:30～16:30）
- ・ 最終報告

## パブリックコメントについて

### 1 経緯

住民基本台帳の閲覧制度のあり方等についての関心の高まり及び制度の見直しによる影響の大きさにかんがみ、報告書の取りまとめに当たり、本検討会として、広く国民等に対し意見を募集するため、パブリックコメントを実施した。

### 2 意見募集対象

「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書（素案）」

### 3 意見募集期間

平成17年9月22日（木）～10月6日（木）

### 4 意見の提出方法

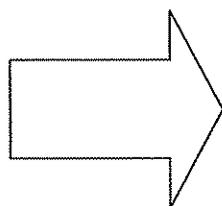
所定の様式により、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより事務局あてに送付

### 5 提出意見数

73件（うち団体39件、個人34件）

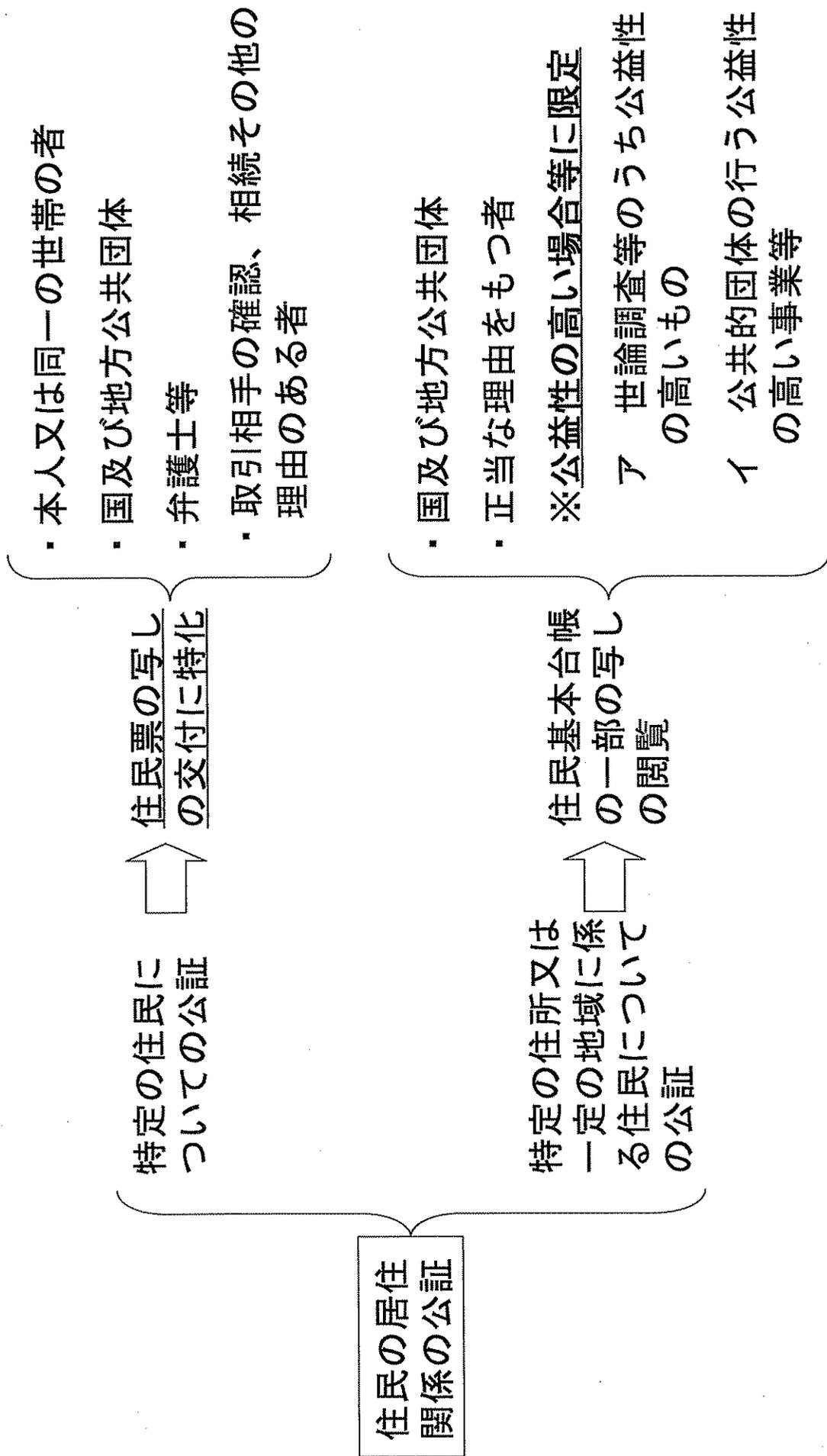
## 住民基本台帳の閲覧制度の見直し

何人でも閲覧を請求できるという  
現行の閲覧制度は廃止



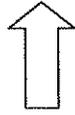
国及び地方公共団体、正当な理由  
(公益性の高い場合等)をもつ者のみ  
閲覧請求できるという制度として再構築  
(審査手続の整備等)

# 住民の居住関係の公証制度の見直し



# 審査の厳格化

○閲覧の審査



- ・ 審査手続の整備、個人情報管理・廃棄について審査
- ・ 閲覧した者を原則公表
- ・ 閲覧した情報について報告を求める規定を整備
- ・ 不正な目的での閲覧や目的外利用が判明した場合に過料に処すこと等（不正閲覧等の公表、刑罰）を検討

○住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付  
身分証明書の提示等本人確認を厳格化等  
職務上請求の手続の明確化

# 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

## 現行

- 次の場合に閲覧を認める取扱いとしているが、法令上不明確
  - ① 選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために閲覧する場合
  - ② 候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合
  - ③ 報道機関や学術研究機関が世論調査や学術調査を行うために閲覧する場合
- 閲覧に関する手続を明記した規定や、偽りその他不正の手段による閲覧に対する制裁措置がない
- 市町村によって便宜供与規定に基づき選挙人名簿抄本のコピーが可能  
(コピーを認めている市町村は全体の約4分の1)

## 見直し内容

- 閲覧が認められる場合を以下①～③とし、法令上明確化
  - ① 選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認するために閲覧する場合
  - ② 候補者、政党、政治団体が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合
  - ③ 報道機関や学術研究機関が政治・選挙に関する世論調査や学術調査を行うために閲覧する場合
- 閲覧に関する事務処理の基本的な手続規定を住民基本台帳の閲覧に準じて整備  
(閲覧者の氏名、住所、閲覧理由を明示させるほか、誓約書等の提出を求めするなど)
- 不正の手段による閲覧に対する制裁措置を住民基本台帳の閲覧に準じて新設(過料の徴収等)
- 選挙人名簿抄本のコピーを禁止することとし、便宜供与規定を削除

## 住民基本台帳制度について

### 1. 制度の趣旨

住民基本台帳制度は、次に掲げる目的を達成するため、住民に関する正確で統一的な記録を行うものである。

- 住民票の写しの交付等の方法により、住民の居住関係を公証する。
- 住民に関する各種の行政事務処理の基礎とする。
- 住民の住所に関する届け出等の簡素化を図る。
- 住民に関する記録の適正な管理を図る。
- 住民の利便を増進するとともに国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。

### 2. 対象者

日本国籍を有する住民

### 3. 台帳の整備、管理等の主体

市（指定都市にあつては区）町村（特別区を含む。）

### 4. 住民基本台帳

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

### 5. 住民票の記載と記載事項

#### (1) 住民票の記載

住民票の記載、記載の修正、消除は、住民の届出又は市町村長の職権により行われる。

#### (2) 主な記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 男女の別
- 住所
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 戸籍の表示
- 選挙人名簿への登録の有無
- 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 介護保険の被保険者の資格に関する事項（被保険者となった日等）
- 国民年金の被保険者の資格に関する事項（被保険者の種別等）
- 児童手当の受給資格に関する事項（児童手当の支給を開始した日等）
- 住民票コード

## 6. 住民票の正確性確保のための措置

住民票は、住民の居住関係等の公証制度であり、その記載事項の正確性の確保のために、次のような手続きがとられている。

### (1) 届出

- 転入届
- 転居届
- 転出届
- 世帯変更届 等

### (2) 調査

市町村長は、定期に又は必要に応じて、随時、住民票の記載事項について調査を行う。

### (3) 市町村間の通知

転入届があった場合や戸籍に関する届出を受理した場合等には、市町村間において通知を行う。

## 7. 選挙人名簿との関係

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で、選挙権を有するものについて行われる。

市町村長は、住民票の記載等をしたときは、選挙管理委員会に通知を行う。

選挙管理委員会は、通知された事項を不当な目的に使用されないことがないように努めなければならない。

## 8. 住民基本台帳を基礎として行う事務

住民基本台帳は、次に掲げる事務処理の基礎となっている。

- 選挙
- 国民健康保険
- 介護保険
- 国民年金
- 児童手当
- 住民税
- 学齢簿
- 印鑑登録証明
- 予防接種
- 生活保護
- その他の保健・福祉サービス 等

## 9. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度と住民票の写し等の交付制度

立法当初、住民基本台帳は、住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、原則公開とすることが、住民の利便を増進させるものと考えられた。その後、個人情報保護の観点から一定の制限が行われた。

### (1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

○何人でも閲覧を請求することができる。

○請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は、不当な目的によることが明らかなきときは又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当の理由があると認めるときは、請求を拒むことができる。

○閲覧の対象は、「氏名、生年月日、男女の別、住所」

○取引の相手方の確認、世論調査、学術調査、市場調査等に利用されている。

### (2) 住民票の写し等の交付

○自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができる。

○何人でも第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）の住民票の写し等（住民票コードを除く）の交付を請求することができる。

○続柄や戸籍の表示については、特別の請求が必要

○請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は不当な目的によることが明らかなきときは、請求を拒むことができる。

## 10. 戸籍の附票

(1) 本籍地の市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成することとされている。

### (2) 記載事項

○戸籍の表示

○氏名

○住所

○住所を定めた年月日

○在外選挙人名簿に登録された旨 等

(3) 戸籍の附票の写しについては、住民票の写しに準じた交付制度がある。

## 11. 本人確認情報の処理及び利用等

○氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を「本人確認情報」と定義している。

○本人確認情報について、市町村長から都道府県知事、都道府県知事から指定情報処理機関へ通知するものとされている。

○都道府県知事又は指定情報処理機関から国の機関等へ、本人確認情報を提供するが、提供先となる国の機関等及び事務については法令で規定されている。都道府県知事が利用できる事務についても、法令又は条例で規定されている。

○住民票様式例

住 民 票											
氏 名	明 大 昭 平	男	世帯主	続柄	世帯員数	世帯員番号	世帯番号	住民票コード	住民票番号	住民票住所	備考
	年 月 日 生	女									
住 所	住 民 票 上 の 住 居 地				明大昭平	出生	転入	昭平	備考		
	異 年 月 日 動 居				昭平	転居	昭平	備考			
本 籍	蓋 頭 者										
前住所											
転出					昭平	転出予定	昭平				

<p>国民健康保険</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td>資格取得</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>資格喪失</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>退職被保険者又は被扶養者の別</td> <td>該当年月日 非該当年月</td> </tr> <tr> <td>退・被扶</td> <td>昭平 . . . 昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>退・被扶</td> <td>昭平 . . . 昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </table>	記号	番号	資格取得	昭平 . . .	資格喪失	昭平 . . .	退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日 非該当年月	退・被扶	昭平 . . . 昭平 . . .	退・被扶	昭平 . . . 昭平 . . .	備考		<p>国民年金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>記号</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資格得喪・種別変更</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>得・種別・喪 1・任</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </table>	記号	番号	資格得喪・種別変更		昭平 . . .	得・種別・喪 1・任	備考		<p>選挙人名簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">児童手当</td> </tr> <tr> <td>支給開始</td> <td>支給終了</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </table>	登録		児童手当		支給開始	支給終了	昭平 . . .	備考																
記号	番号																																															
資格取得	昭平 . . .																																															
資格喪失	昭平 . . .																																															
昭平 . . .	昭平 . . .																																															
昭平 . . .	昭平 . . .																																															
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日 非該当年月																																															
退・被扶	昭平 . . . 昭平 . . .																																															
退・被扶	昭平 . . . 昭平 . . .																																															
備考																																																
記号	番号																																															
資格得喪・種別変更																																																
昭平 . . .	得・種別・喪 1・任																																															
昭平 . . .	得・種別・喪 1・任																																															
昭平 . . .	得・種別・喪 1・任																																															
昭平 . . .	得・種別・喪 1・任																																															
備考																																																
登録																																																
児童手当																																																
支給開始	支給終了																																															
昭平 . . .	昭平 . . .																																															
昭平 . . .	昭平 . . .																																															
昭平 . . .	昭平 . . .																																															
備考																																																
<p>介護保険</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格取得</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>資格喪失</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td>昭平 . . .</td> <td>昭平 . . .</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> </table>	番号		資格取得	昭平 . . .	資格喪失	昭平 . . .	備考																																									
番号																																																
資格取得	昭平 . . .																																															
資格喪失	昭平 . . .																																															
昭平 . . .	昭平 . . .																																															
昭平 . . .	昭平 . . .																																															
備考																																																

○閲覧用の住民基本台帳の一部の写しの例

閲覧用リスト

平成〇年〇月〇日作成 ××冊-〇頁

住所	方 書	氏 名	性別	生年月日
〇〇-丁目△番1号	□□-ハイツ1号室	〇〇 太郎	男	昭和11年 1月 1日
〇〇-丁目△番1号	□□-ハイツ2号室	×× 一郎	男	昭和 9年 9月 9日
		×× 花子	女	昭和10年10月10日
〇〇-丁目△番4号		△△ 太郎	男	昭和41年 4月 4日
		△△ 花子	女	昭和42年 2月 2日
		△△ 一郎	男	平成 2年 9月 9日

## 住民基本台帳法（抄）

（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

## （目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

## （市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行なうように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

## （住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(住民票の写し等の交付)

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

- 2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。
- 3 前二項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
- 4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを、第二項の住民票の写しの交付の請求があつたときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。
- 6 第一項又は第二項の請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

第五十条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項若しくは第二項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の二第一項の住民票の写しの交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令  
(昭和六十年十二月十三日自治省令第二十八号)

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十一条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令を次のように定める。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求につき明らかにしなければならない事項)

第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する者の氏名及び住所
- 二 請求に係る住民の範囲

(住民票の写し等の交付の請求につき明らかにしなければならない事項)

第二条 法第十二条第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 住民票の写し（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）又は法第十二条第一項に規定する住民票記載事項証明書の交付を請求する者の氏名及び住所
- 二 請求に係る住民の氏名及び住所

(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)

第三条 法第十一条第二項及び法第十二条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第十一条第三項又は法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。）とする。

- 一 住民票に記載されている者（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録されている者）又はその者と同一の世帯に属する者が第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 四 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）が相当と認める場合

## 住民基本台帳の閲覧制度に係る改正経緯

### 1 住民登録法（昭和26年6月8日法律第218号）

- 何人でも、住民票の閲覧を請求できるとされていた。

（閲覧、謄本、抄本、証明）

第十条 何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2 （略）

### 2 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

#### （1）法制定時

- 基本的に何人でも市町村長に対して住民基本台帳の閲覧を請求できるとされていた。

（住民基本台帳の閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、前項の請求を拒むことができる。

#### （2）昭和60年法律第76号による改正

- 請求者に、閲覧を請求する理由を具体的に明らかにすることとされた。
- 請求が不当な目的によることが明らかなき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができるとされた。
- 閲覧の対象を、住民基本台帳の写し又は住民票の記載事項のうち一部のみを記載した住民基本台帳の一部の写し（注）に代えることができるとされた。

（注）住民基本台帳の一部の写しの記載事項は、政令で、氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項とされた。

(住民基本台帳の閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求に対し、政令で定めるところにより、住民基本台帳に代えて、住民基本台帳又はその一部の写し（第六条第三項の規定により磁気テープをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳又はその一部に記録されている事項を記載した書類。第四十四条において同じ。）を閲覧に供することができる。

4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(3) 平成11年法律第133号による改正

○閲覧の対象を、住民基本台帳の一部の写し（氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4事項）に限ることとされた。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

## 住民基本台帳法の目的

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

## ○住民の居住関係の公証

住民の住所、世帯等の居住関係が法律上あるいは各種の行政事務処理上重要な意義を有することが少なくなく、住民がこれらの証明を必要とすることから、これに応えるため、住民の住所、住所の異動その他住所に関する事項、世帯等住所に関係ある生活関係のほか、住民個人の同一性を明らかにする氏名、生年月日、男女の別、世帯主との続柄、戸籍の表示等住民の居住関係を公に証明することをいう。

## ○住民の利便の増進

住民の日常生活上、住所、世帯等の居住関係について公の証明を必要とする。取引の相手方の確認、同居の家族の確認、世論調査等に役立つ。

## ○国及び地方公共団体の行政の合理化

（国及び都道府県の責務）

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条（略）

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

## 住民基本台帳法の目的規定（第1条）の改正経緯

### 住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）においてその住民を登録することによつて、住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする。

### 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（昭和60年法律第七十六号による改正前）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行なう住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

↓

（昭和60年法律第七十六号による改正後）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

## 1 住民登録法の目的

(「改訂 住民登録法詳解」(平賀健太・阿川清道共著)から抜粋)

住民登録制度の内容をなすものは、市町村の住民を公簿に登録し、これを住民の居住関係を公に証明する資料たらしめることである。・・・住民の居住関係を公証することによつて、一方においては住民の日常生活の利益を図るとともに、他方においては各種行政事務、ことに市町村の行政事務の適正簡易化を図るとというのが住民登録制度の目的である。・・・

本条は、単なる抽象的な法律の目的の宣言規定ではなく、各種行政機関は人の住所その他居住関係については本制度による登録の結果を事実認定の資料として使用することができる旨を明らかにするとともに、行政事務の適正簡易な実施ということが行政運営上もつとも重要なことがらである以上、各種行政機関に対して、この制度を尊重し、つとめてこの制度を行政事務の実施にあたって利用すべき義務を課した実質的に意味のある規定といわなくてはならない。・・・

本条に「住民」というのは、地方自治法第一〇条に「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」という住民と同一のものであり、「市町村の区域内に住所を有する者」をさしている。そして右にいう「住所」は、後にのべるように民法第二条に規定される「各人の生活の本拠」に外ならない。

住民登録制度は市町村の住民を住民票に登録することによつて、住民の居住関係を公証することを直接の任務としている。ここに居住関係というのは、住民個人の現在の住所の所在だけでなく、住所の異動、住所の期間など直接住所に関連する事項はもとより、同一の住所において共同に生活を営む者の範囲、すなわち世帯の構成など住所と関係のある生活関係をふくみ、さらにこれらの生活関係の主体である住民個人の同一性を明らかにする氏名、出生の年月日、男女別、その属する戸籍の表示なども含まれる(法四条参照)。これらの居住関係は届出または市町村の職権によつて住民票に記載されるのであるが(法五条)、住民票の記載は戸籍と関連をもち(法九条・十六条)、さらに市町村の当該吏員は住民票の記載事項となつている事項については事実の調査権を有するのであるから(法三一条)、住民票の記載は事実と合致するものとしての強い推定を受ける。しかして住民票は市町村が法律によつて与えられた権限にもとづき地方公共団体としての資格において作製するものであるから、それは市町村の住民の居住関係を公に証明する公正証書といわなければならない。・・・

住民票が市町村によつて公に作製される公正証書であり、その記載が事実と合致するとの強い推定を受ける以上、各種行政機関はその行政事務の処理上住民票の記載事項となつている事実については、住民票の記載だけによつてこれを認定することができるのはもとより、裁判所もこれを事実認定のための証拠として採用してさしつかえないわけである。のみならず、さきにのべたとおり第一条は住民登録制度の目的が各種行政事務の適正簡易化にあることを明言しているのであるから、法律は行政機関に対しては住民票の記載を行政事務の適正簡易な処理のための事実認定の資料として尊重し、利用すべきことを命じていると解すべきである。・・・

住民票には、住民の氏名、出生の年月日、性別、本籍などが記載される(四条)。これらの事項はいずれも個人を特定するための最小限の事実であるが、各人の日常生活の

面においてはこれらの事項を証明する必要に迫られることがすくなくない。従来においてはこのような場合には戸籍謄本又は抄本を用いたのであるが、住民票の記載は戸籍と対照されることとなつていたので（一六条）、上記の諸事項に関しては住民票は戸籍の代用としての効用をもつている。・・・

住民登録の本来の効用は戸籍その他の諸公簿をもつては証明のできない住民各人の住所の所在、その期間、住民たる資格、世帯の構成など現実の居住関係にもとづく諸事実を住民票によつて簡易に証明することができるという点である。地方自治法その他の法令は、地方公共団体の住民たる資格にもとづいて生ずる各種の権利義務を規定している。また住所や世帯の構成（たとえば同居者かどうかの別）も、一般に公法上及び私法上種々の面において各人の法律上の地位に重大な意義をもつている。しかるにこれらの住民資格、住所、世帯の構成などの証明は、もしこれらを登録公証する制度が法制上確立されていないとするならば、事実上はなはだしく困難となり、簡易迅速にその目的を達することができない。住民登録はこのような居住関係事項の簡易な証明資料となるのであつて、このことがとりもなおさず住民各人にとつての大きな利便となるのである。・・・

住民登録法にもとづく住民票は、単に行政事務処理の便宜上各人の所在を明らかにするために作製される市町村内部の書類というだけにとどまるのではなく、これは一般に公開せられ、・・・これに登録されたものはこれによつて市町村の住民であること、住所の所在その他の居住関係が公に証明され、その居住関係にもとづいて各種の選挙権、住民税の納税義務その他各種の権利義務が生ずる。したがつてこの点において住民票は権利義務に関する公正証書といふことができるばかりでなく、さらに住民票に記載される各人の氏名、出生の年月日、本籍などは戸籍の記載事項と対照され、これと一致すべきものであるから（法一六条参照）、これらの事項に関するかぎりにおいては住民票の記載は戸籍の記載と同等の証明力を有するといわなければならない。しかも住民票の記載が基礎となつて各種行政事務の処理、たとえば選挙人名簿の調製などがなされることを考えれば、住民票の記載の公正を担保する必要は決して戸籍に劣るものではない。したがつて虚偽の届出にもとづく住民票の記載に対して刑法第一五七条の適用があると解すべきである。

## 2 住民登録法から住民基本台帳法への改正理由

（住民台帳制度の合理化に関する答申（昭和41年3月18日）（抄））

現行法令のもとにおいては、住民登録、国民健康保険、国民年金、食糧配給、選挙、住民税等各種の行政ごとに別々に住民に対して届出義務を課し、あるいは市町村において住民の状態を調査し、これらに基づき各行政ごとに台帳を作成することとされているため、次のような種々の問題が指摘されている。

第一に、住民の市町村に対する届出に関する制度が重複し、かつ、不統一である。・・・

第二に、住民の台帳に関する制度について、次のような問題がある。

市町村においては、住民登録、国民健康保険、国民年金、食糧配給等個々の行政ごとに、届出または調査の結果に基づいて多数の台帳を調整することとされているが、この

ことは、市町村における事務処理を複雑にしているのみならず、一元的な住民の実態把握を妨げている。すなわち、前述のような住民の側の届出の不正確さが、各種の台帳間にそごを生ずる原因となつていることはもとよりであるが、市町村の側における台帳整理の面においても、各種の台帳間の統一を確保するためのしくみが効果的に行われていない。現行の住民登録は、他の行政において十分に利用されておらず、各行政ごとにばらばらに住民の実態について調査が行われていることが多く、一の調査において住民の実態を把握した場合においても、それが他の台帳において利用されることは少ない。

・

このような考え方にに基づき、次のような基本方針のもとに、住民台帳制度の合理化を図ることを適当と考える。

- 一 各種の台帳を統合し、あらたに住民基本台帳を設け、これを各種行政の基本とすること。・・・
- 二 各種の届出を極力統合すること。・・・
- 三 住民基本台帳を各種行政の基本とするため、常時誤りを発見して、訂正するための措置を講ずるとともに、毎年定期的に住民の実態の調査を実施すること。・・・
- 四 住民台帳に関する基本法を制定すること。

### 3 昭和60年法律第76号による改正において、法の目的規定に「住民に関する記録の適正な管理」という文言を加えた理由

(「61年・改正住民基本台帳法の要点」(自治省行政局振興課編著)から抜粋)

住民基本台帳制度は、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う制度であるが、あわせて住民記録の保護等その適正な管理に努めることが必要であり、一定の措置が講じられてきたところである。しかしながら近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、住民基本台帳の公開の制限等、より一層の適正な管理を望む声が強まってきていたところであった。

そこで、法の目的規定中に住民に関する記録の管理を適正に行う旨の文言を加えることにより、住民記録の適正な管理を図ることも、住民基本台帳制度の目的のひとつであることを明確にしたものである。

「住民に関する記録の適正な管理」とは、市町村において、当該市町村の住民に関する記録が適正に保護、管理されることをいうものであるが、具体的には、住民基本台帳の作成・管理、住民記録の正確性の確保、各種届出の義務化等、従前から法に定められている適正な管理のための所要の措置とともに、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付等に係る合理的な制限、住民基本台帳の閲覧等の制度を利用する者の責務、市町村選挙管理委員会等における住民記録の適正な取扱いの責務等の今回の改正により新たに付け加えられた事項を指すものである。

## 住民基本台帳法に基づき閲覧の請求を拒否できる場合

- 第十一条 何人でも、・・・(中略)・・・閲覧を請求することができる。
- 2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
- 3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

- 請求事由については、具体的であることを要する。「具体的」とは、単に「世論調査のため」といった程度の記載では足りず、住民基本台帳のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載であることを要する。

その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときは、請求者に対し口頭で質問し、関係文書の提示を求める等適宜の方法により確認することが適当である。質問や関係文書の提出に応じない場合には、閲覧請求を拒否して差し支えない。これは、本条において請求者の側に、その請求事由が不当な目的に該当しないということを挙証する責任があると解釈されることによるものである。

請求者の氏名及び住所についても、必要に応じ官公所の発行した証明書等により確認することが適当である。

個人情報保護法のうち個人情報取扱事業者の義務に関する規定等が施行されること等を踏まえ、市区町村長の判断で、住基法第11条第3項の規定に基づき閲覧の請求を拒否すべきかどうか判断するために、請求者に対して閲覧により取得した情報の管理方法等について、明らかにさせる取扱いとすることとしても差し支えない。

- 請求者が法人等の場合であって、住民基本台帳の一部の写しを大量（閲覧する住民が具体的に特定されていない場合をいう。）に閲覧する場合には、請求事由を明らかにさせる趣旨から、以下のような内容について請求者に提出させることが適当である。
- ① 当該請求者である法人等の概要の分かる資料（法人登記など）
  - ② 個人情報保護法を踏まえた事業者の対応の分かる資料（プライバシーポリシーなど）
  - ③ 請求事由に係る調査や案内等の内容の分かる資料（こういった成果物を予定しているかを含む。）

- 「不当な目的」とは、他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとすることをいう。

「不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があるとき」とは、住民基本台帳の閲覧により知り得た事項が不当な目的に使用される蓋然性の高いときをいう。

具体的な例

- ・ 同和地区が含まれる地区の「住民名簿」を作成するおそれがあると認められる場合の請求
- ・ 住民の住所、氏名等を転記して「住民名簿」を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為を行うおそれがあると認められる場合の請求
- ・ 住基法第50条の違反行為（偽りその他不正の手段による閲覧の請求等）を繰り返すような者からの請求
- ・ 個人情報保護法に基づく義務を遵守していない個人情報取扱事業者からの請求

（参考）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、住基法に基づいて行われるものであるが、個人情報保護法が平成17年4月から全面施行されたことに伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等によって、個人情報を取得した個人情報取扱事業者については、個人情報保護法に基づき、利用目的による制限、安全管理措置、第三者提供の制限等の各種の義務が課せられることとなる。

偽りその他不正の手段により住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、住民票の写し等の交付を受けた者は、住基法第50条により、10万円以下の過料に処することとされている。

個人情報保護法が施行されたことに伴い、個人情報取扱事業者が、偽りその他不正の手段により個人情報を取得した場合等には、同法第17条違反等として、同法第34条に基づく当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の主務大臣の勧告及び命令の対象となり得る。命令に違反した者は、同法第56条により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するとされている。

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度に 関する調査結果（概要）

1 対象団体 全国2,400市区町村（平成17年5月1日現在）

2 閲覧請求に対する審査の取扱い

- (1) 審査等の取扱いについて条例を定めている団体が2.3%（55団体）、規則を定めている団体が1.7%（40団体）、要綱又は要領を定めている団体が31.6%（758団体）
- (2) 閲覧日より前に請求内容の審査を行っている団体が58.6%、事前に予約を行わせている団体が33.8%。
- (3) 請求者に身分証明書等の提示を求めている団体が81.3%、事業者の場合に法人登記等の提示等を求めている団体が39.4%。
- (4) 目的外利用を行わないこと等の誓約書の提出を求めている団体が93.3%。調査等の内容のわかる資料の提示等を求めている団体が64.4%。調査等の成果物の提出を求めている団体が27.0%。プライバシーポリシー等の提示等を求めている団体が33.0%。
- (5) 閲覧により請求者が取得した個人情報について、コピーなどの控えを取って確認を行っている団体が78.3%。目視により確認を行っている団体が13.4%。

3 閲覧用リストの作成方法等

住所順（26.5%）、世帯順（25.6%）、氏名順（9.5%）、その他（35.2%）。  
コンピュータの端末で閲覧を行わせている団体が21団体。  
世論調査等請求の目的に応じて必要な範囲のリストを別途作成して閲覧に供している団体が22.5%。

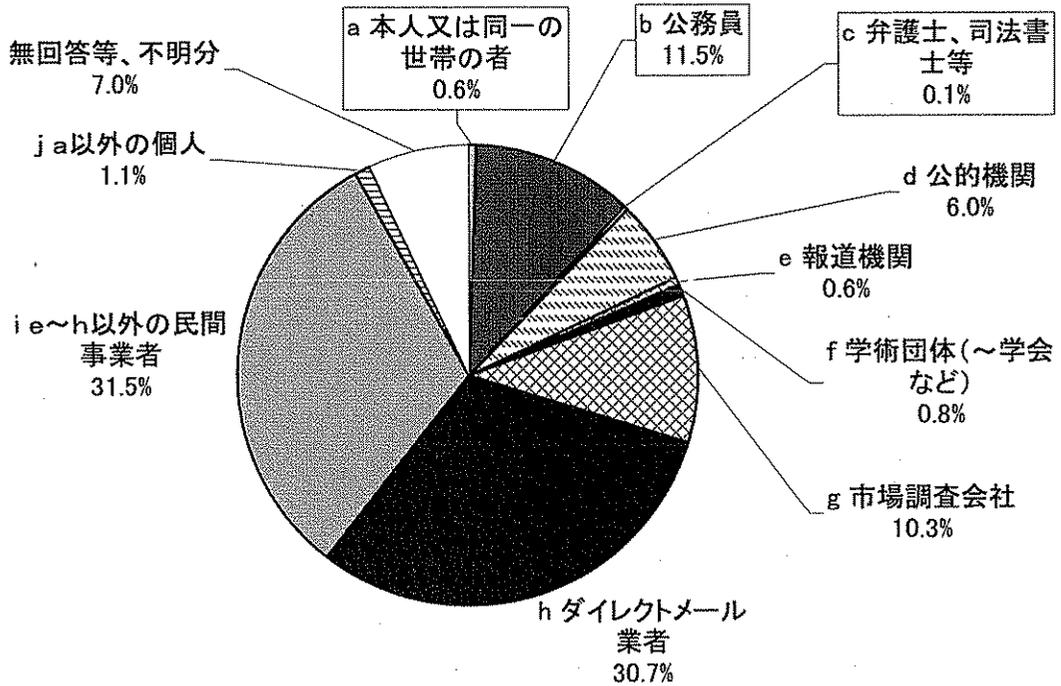
4 閲覧の請求件数等

- (1) 平成16年度の閲覧の請求件数（閲覧の請求書によりカウント）1,508,799件。
- (2) 請求者別内訳
 

公務員	11.5%	、	公的機関	6.0%
報道機関	0.6%	、	学術団体	0.8%
市場調査会社	10.3%	、	ダイレクトメール業者等	62.2%
- (3) 請求事由別内訳（行政目的等を除く）
 

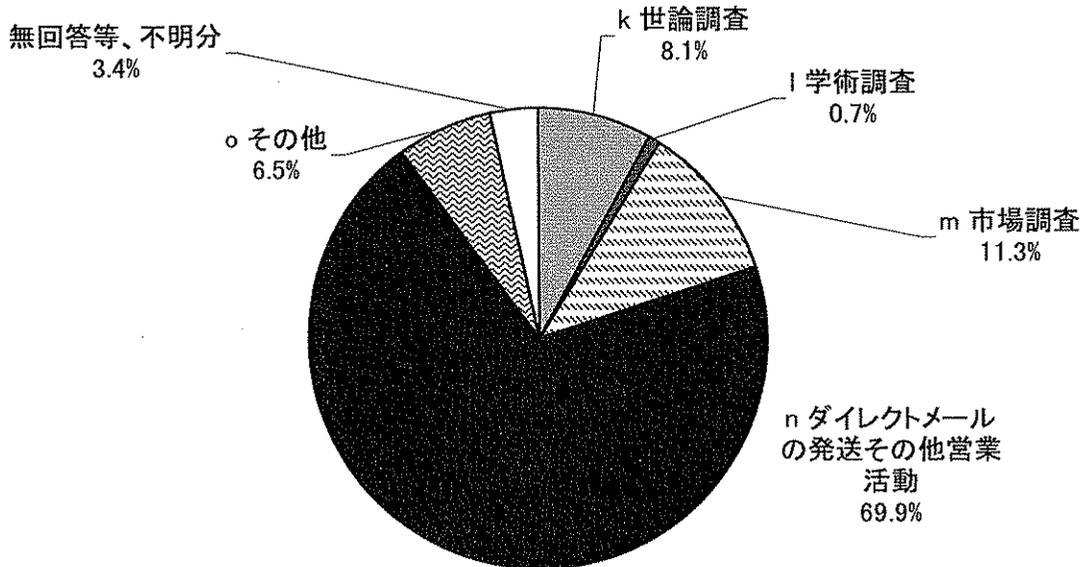
世論調査	8.1%	、	学術調査	0.7%
市場調査	11.3%	、	ダイレクトメールその他の営業活動	69.9%

住民基本台帳の一部の写しの閲覧・請求者別内訳



合計請求件数=1,451,277

住民基本台帳の一部の写しの閲覧・請求事由別内訳  
(行政目的等を除く)



合計請求件数=1,217,171

## 個人情報保護に関する世論調査（内閣府 抜粋）

Q 最近、個人情報の利用に関係したプライバシーの侵害が増えたと思うか。

	H元. 6	H15. 9
「そう思う」	57.7%	62.7% (+5.0)

「そうは思わない」	26.1%	20.8% (-5.3)
-----------	-------	--------------

Q 他人に知られたくない個人情報として「現住所・電話番号」を挙げた者の割合

	H元. 6	H15. 9
	10.9%	42.9% (+32.0)

（参考）

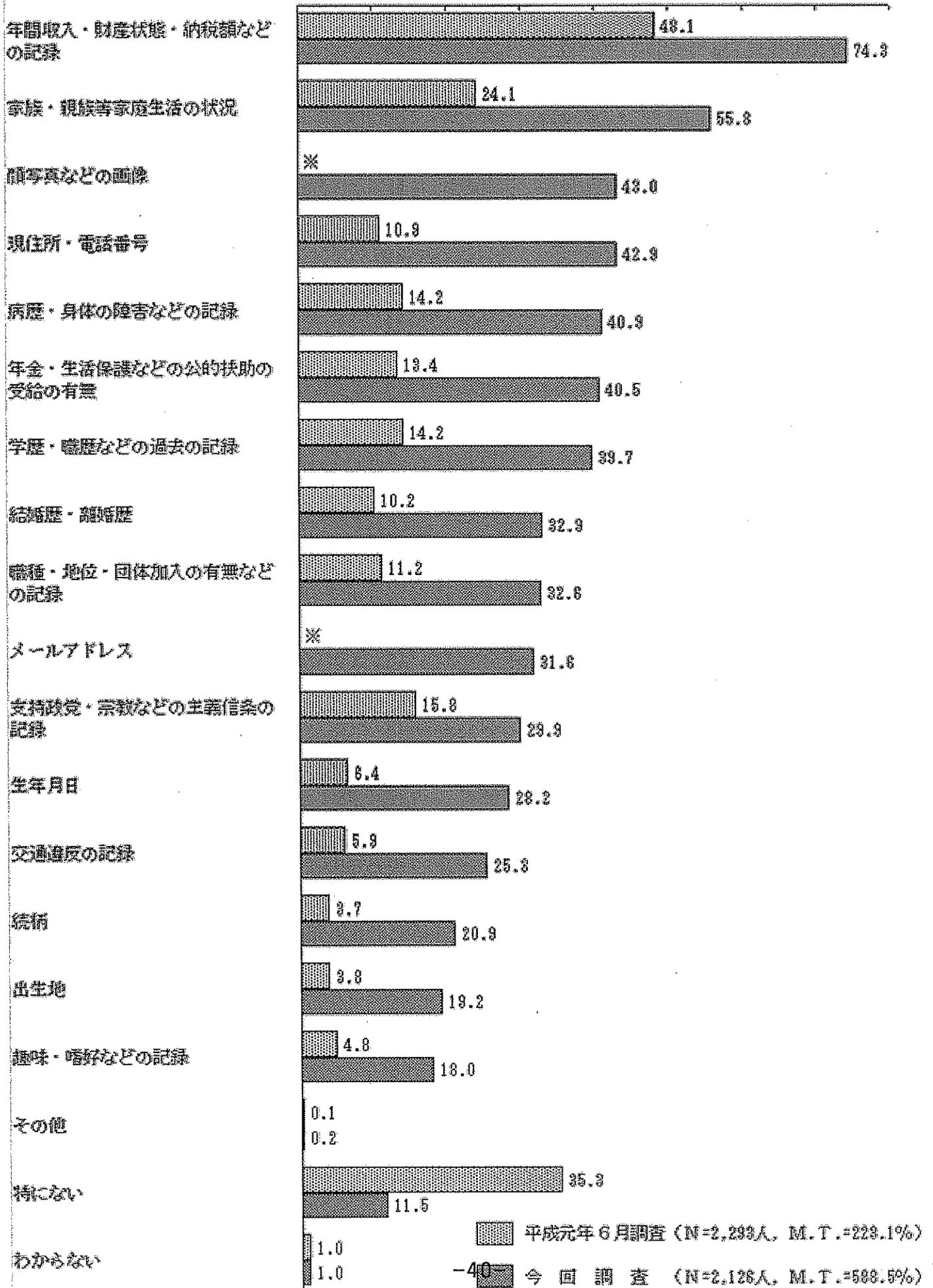
「年間収入・財産状態・納税額などの記録」を挙げた者の割合

	H元. 6	H15. 9
	48.1%	74.3% (+26.2)

図5 他人に知られたくない個人情報

(複数回答)

0 10 20 30 40 50 60 70 80 (%)



平成元年6月調査 (N=2,299人, M.T.=229.1%)

今回調査 (N=2,128人, M.T.=589.5%)

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(未定稿)と住民基本台帳法との比較(未定稿)

<p>OECD理事会勧告8原則</p> <p>○目的明確化の原則 データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用してはならない</p> <p>○利用制限の原則 データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用してはならない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) ＜個人情報取扱事業者の義務＞</p> <p>○個人情報取扱事業者は、利用目的を定める限りを超えて、個人情報を提供してはならない。(第15条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に法律に基づき提供してはならない。</p> <p>一 本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>二 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。(第23条第1項)</p>	<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</p> <p>○行政機関は、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的を定める限り特定しなければならない。(第3条第1項)</p> <p>○行政機関は、前項の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。(第3条第2項)</p> <p>○行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。(第8条第1項)</p> <p>○前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有する個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要と認め、保有する個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有する個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、保有する個人情報を提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要と認め、当該個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究のために保有する個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。(第8条第2項)</p> <p>○行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有する個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有する個人情報を提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。(第9条)</p>	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜住民票記載情報(閲覧、住民票の写しの交付)＞</p> <p>○この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。(第1条)</p> <p>○住民基本台帳の一部の写しの閲覧(第11条)</p> <p>○住民票の写し等の交付(第12条)</p> <p>○何人も、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載された事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付された書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的権利を尊重するよう努めなければならない。(第3条第4項)</p>	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜本人確認情報＞</p> <p>○提供先となる国の機関等及び事務を法律(それに基づく省令を含む。)で規定(第30条の7第3項～6項、別表第1～4)</p> <p>○郵道府県知事が、本人確認情報を利用することのできる事務等を法律又は条例で規定(第30条の8第1項、別表第5)</p> <p>○都道府県知事(指定情報処理機関)は、法律又は条例に基づき本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。(第30条の30)</p> <p>○受領者は、その者が処理する事務であつて当該事務の処理に本人確認情報の提供を求めることのできるものとされ、当該事務の遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。(第30条の34)</p> <p>○住民票コードの告知要求制限(第30条の42)</p> <p>○住民票コードの利用制限等(第30条の43)</p>
--	---	--	---	---

OECD理事會公告8原則	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) ＜個人情報取扱事業者の義務＞	行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成15年法律第58号)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜住民票記載情報(閲覧、住民票の写しの交付)＞	本人確認情報
<p>○取集制限の原則 適法・公正な手段により、かつデータ主体に通知又は同意を得て収集されるべき</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)</p>	<p>○行政機関は、特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。(第3条第2項)【再掲】</p>	<p>○市町村から都道府県知事への通知及び保存(第30条の5) ○都道府県知事から指定情報処理機関への通知及び保存(第30条の11) ○住民票コードの告知要求制限(第30条の4.2)【再掲】 ○住民票コードの利用制限等(第30条の4.3)【再掲】</p>	<p>○市町村から都道府県知事への通知及び保存(第30条の5) ○都道府県知事から指定情報処理機関への通知及び保存(第30条の11) ○住民票コードの告知要求制限(第30条の4.2)【再掲】 ○住民票コードの利用制限等(第30条の4.3)【再掲】</p>
<p>○データ内容の原則 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき。</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)</p>	<p>○行政機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有する個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。(第5条)</p>	<p>○市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう、住民票の管理を講ずるよう努めなければならない。(第3条第1項) ○市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第10条若しくは第34条第1項若しくは第2項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載が及び、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。(第14条第1項) ○市町村長間の通知、選挙管理委員会からの通知、都道府県知事、市町村の委員会からの通報、市町村長の調査(第9条、第10条、第12条の3、第13条、第34条)</p>	<p>○都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力をするとする。(第30条の7第10項) ○指定情報処理機関による通報及び協力(第30条の11第5項、第8項) ○市町村の住民基本台帳の記録が変わるたびに電気通信回線で都道府県に送信(第30条の5第1項、第30条の11)</p>
<p>○安全保護の原則 合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護されるべき。</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。(第20条) ○個人情報取扱事業者は、従業員・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。(第21条、第22条)</p>	<p>○行政機関の長は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。(第5条第1項) ○前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が委託した業務を行う場合について準用する。(第6条第2項) ○個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は委託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。(第7条)</p>	<p>○住民票に記載されている事項の安全確保等(第36条の2) ○住民に関する記録の保護(第36条) ○住民票に係る磁気ディスクの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準(昭和161年自治省告示第15号)</p>	<p>○本人確認情報の安全確保(第30条の29) ○本人確認情報の電子計算機処理等に從事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務(第30条の31) ○本人確認情報に係る住民に関する記録の保護(第30条の32) ○受領者等による本人確認情報の安全確保(第30条の33) ○本人確認情報の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務(第30条の35) ○受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護(第30条の36) ○電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(総務省14年総務省告示第334号)</p>

OECD理事会勧告8原則	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号) ＜個人情報取扱事業者の義務＞	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜住民票記載情報(閲覧、住民票の写しの交付)＞	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜本人確認情報＞
<p>○公開の原則 データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき</p> <p>○個人参加の原則 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申し立てを保証するべき</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、取得したときは、利用目的を通知又は公表しなければならぬ。(第18条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。(第24条)</p>	<p>○行政機関は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならぬ。(第4条)</p> <p>○行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、個人情報ファイルの名称等を通知しなければならぬ。(第10条)</p> <p>○行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならぬ。(第11条)</p> <p>○開示(第12条～26条) 何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。(第12条)</p> <p>○訂正(第27条～35条) 何人も、自己を本人とする開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)を請求することができる。(第27条)</p> <p>○利用停止(第36条～第41条)</p> <p>○不服申立て(第42条～第44条)</p>	<p>○目的(第1条)</p> <p>○住民票記載事項(第7条)等</p> <p>○本人又は同一の世帯に属する者についての閲覧又は住民票の写し等の交付の請求(第11条、第12条)</p> <p>○住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。(第14条第2項)</p> <p>○不服申立て(第31条の4、第32条)</p>	<p>○提供先となる国の機関等及び事務を法律(それに基づき命令を含む。)で規定(第30条の7第3項～6項、別表第1～4)【再掲】</p> <p>○都道府県知事が、本人確認情報を利用することができ、事務等を法律又は条例で規定(第30条の8第1項、別表第5)【再掲】</p> <p>○本人確認情報の提供の状況の公表(第30条の11第6項)</p> <p>○開示(第30条の37～第30条の39)</p> <p>○訂正(第30条の40)</p>
<p>○責任の原則 管理者は諸原則実施の責任を有する。</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)</p>	<p>○行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに係る苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第48条)等</p>	<p>○苦情処理(第36条の3)等</p>	<p>○苦情処理(第30条の41)等</p>

## 罰則規定について

### ○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

第五十条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項若しくは第二項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

### ○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2・3 （略）

（適正な取得）

第十七条 個人情報取扱事業者（注1）は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（勧告及び命令）

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十六条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（注1）適用対象について

- ・「個人情報取扱事業者」には、一般私人（事業の用に供しない者）、小規模事業者（事業の用に供する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5,000を超えない者）は含まれない（個人情報の保護に関する法律施行令第2条）。
- ・報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、それらの者に対して個人情報を提供する行為に関して主務大臣の権限の行使が制限されている（個人情報の保護に関する法律第35条第2項）ほか、個人情報取扱事業者の義務等の適用が除外されている（同法第50条第1項）。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

（従事者の義務）

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者（注2）は、十万円以下の過料に処する。

（注2）開示請求をすることができるのは、当該行政機関の自己を本人とする保有個人情報のみである（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第12条）。

ヒアリング結果概要(住民基本台帳関係)(1)

観点	熊本市条例	日本弁護士連合会	NPO法人情報公開クリアリングハウス
1 閲覧制度を存続させるべきか	被閲覧者を氏名、生年月日、住所等により特定できないうちにあるものは、原則として、閲覧を認めないが、一定のものについては認める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量閲覧については見直しが必要。</li> <li>特定人についての具体的な利害関係・必要性がある場合の閲覧は認めらるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の閲覧制度については廃止。住基法の目的規定の範囲内の制度として再構成。</li> <li>目的を超えて閲覧を認める場合は目的外での外部提供に準じて規定を整備すべき。</li> <li>(又は、公的機関以外の閲覧については、住基法の目的規定を家更(ただし、4情報についてのみ)、若しくは、住基法では定めず各市区町村の個人情報保護条例に委ねる。)</li> </ul>
2 閲覧できる場合主として目的をどう考えるべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>①氏名、生年月日、住所等により特定される閲覧は可</li> <li>②特定できないうちでも次に掲げる請求は可             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)官公署の職員が職務上行う請求</li> <li>(2)日本放送協会その他の規則で定める報道機関が報道の用に供する目的のために行う請求</li> <li>(3)大学その他の規則で定める学術研究機関が学術研究の用に供する目的のために行う請求</li> <li>(4)前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認められる事由その他市長が認めた事由に係る請求</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「公正・同一性確認」「所在調査」などの必要性、住基制度の本来の目的から、本人への開示、具体的な必要性があるときに特定人についての情報の閲覧を認める(住民票の写しの交付と同次元で考える。)</li> <li>②大量閲覧(個人を特定しない閲覧)は原則として禁止             <ul style="list-style-type: none"> <li>例外として認める場合とその要件                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○官公署(行政機関)による請求であること</li> <li>○職務上であること(職務の内容を明示)</li> <li>○個人を特定せずに請求する必要があること</li> <li>○以上につき裏付けをもって確認</li> </ul> </li> <li>イ 公益性の高い統計調査                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の条件で認める。</li> <li>(1)主体                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○過去の調査状況、目的外使用の履歴などから判断すべきでない。</li> <li>(ii)目的の正当性、公益性</li> <li>(iii)住基から対象を抽出しなければならぬ必要性</li> <li>(iv)提供された個人情報の管理、利用、廃棄に関して適正を期すること</li> </ul> </li> <li>ウ 現場の職員が判断することが難しい場合は、個人情報保護審議会に諮問するなどの方法が考えられる。</li> <li>ダイレクティブメール                             <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に認めらるべきではない。</li> <li>次のような考え方もある(検討中)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)オプトアウトの採用</li> <li>(2)市区町村の方針による</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住所、氏名で特定された個人の閲覧については、住民票の写しの交付請求と同義として認めるが、別に検討する必要がある。</li> <li>②公用閲覧             <ul style="list-style-type: none"> <li>目的の明示を義務付け、住基法の目的の範囲内又は相当の理由があることと判断した場合に閲覧を認める。</li> <li>機関(国又は自治体)として請求を行うべき。</li> </ul> </li> <li>③公的機関以外             <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関が学術研究の用に供するために行う場合で、かつ、公益性が高いと認められるとき</li> <li>・公的機関に提供することと同程度の公益性があるとき</li> <li>・学術研究機関が学術研究の用に供することと同程度の公益性があるとき</li> </ul> </li> <li>※閲覧目的、閲覧請求者については、一定の範囲で公開が認められる場合でも、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、閲覧を認めない。</li> <li>※請求手続の規定を整備</li> </ul>
3 個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者に被閲覧者選択依頼書を提出させ、閲覧リストをその郵便作成。</li> <li>・閲覧リストは、閲覧終了後、直ちに廃断処理。</li> <li>・閲覧リストからの転記は所定の用紙に限って認める。</li> <li>・職員により閲覧が適正に行われるよう監視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧が認められた範囲で4情報を抽出してディスプレイで閲覧させることが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧が認められた範囲で4情報を抽出してディスプレイで閲覧させることが望ましい。</li> </ul>
4 その他	2②(ii)~(iv)の場合、情報の利用状況等に関し、報告させることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提供先には、市区町村と同等の適正管理の指針を講ずることとを求めること、必要に応じて使用目的等の条件を付す。</li> <li>○個人情報の利用状況、廃棄等の状況について報告を求める。</li> <li>○原則は、以上のような見直しが必要ならば現行の過料が妥当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提供先には、市区町村と同等の適正管理の指針を講ずることとを求めること、必要に応じて使用目的等の条件を付す。</li> <li>○個人情報の利用状況、廃棄等の状況について報告を求める。</li> <li>○原則は、以上のような見直しが必要ならば現行の過料が妥当。</li> </ul>

ヒアリング結果概要(住民基本台帳関係)(1)

論点	日本商工会協所	全国消費者団体連絡会
1 閲覧制度を継続させるべきか	<p>継続させるべきという意見とやめるべきという意見が平々。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰でも自由に閲覧できる閲覧制度は廃止すべき。</li> <li>・営業目的の閲覧は排除すべき。</li> <li>・公益性の高いものに限定して閲覧制度を存続させる。</li> </ul>
2 閲覧制度を継続する場合、閲覧できる点から、閲覧できる点と目的をどのように考えるべきか	<p>○理行法でも、閲覧目的の内容によって、市町村長が拒むことができず、対象や目的に制限を加える必要はない。むしろ閲覧後の目的外使用に厳しい罰則を加えるべき ○対象や目的に制限を加えるべき（公共的な目的に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学術研究」「世論調査」等の定義を明確にし、使用目的や閲覧情報使用後の報告書の提出を義務付けるなど、目的以外に使用されないような手立てを講じる。</li> <li>・調査に協力してもよい人のみ閲覧リストにはいるシステム（オプトイン）にするのが望ましい。</li> </ul>
3 個人情報保護の観点からどのような閲覧方法が考えられるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請後一定期間に、目的、閲覧者等を審査した後、許可（身分証明書等の権限）</li> <li>・その場で閲覧させ、メモ、コピーは禁止する。</li> <li>・世論調査、市場調査、DM送付での利用について専用代行センターを構築し、対応することも考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請後一定期間に、目的、閲覧者等を審査した後、許可（身分証明書等の権限）</li> <li>・その場で閲覧させ、メモ、コピーは禁止する。</li> <li>・世論調査、市場調査、DM送付での利用について専用代行センターを構築し、対応することも考えられる。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罰則を強化する。</li> <li>・情報を活用した結果の報告を義務付ける。</li> <li>・閲覧後の情報管理体制を子エックって情報を不正に入手するケースが増えるのではないか。</li> <li>・制限については、各自治体の方針を尊重すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○閲覧情報使用後の報告書の提出を義務付けるべき。</li> <li>○住民票の写しの交付については、本人又は同一の世帯の者に限定すべき。</li> </ul>

	財団法人日本世論調査協会	日本社会学会ほか	社団法人日本マーケティング・リサーチ協会	社団法人全国学習塾協会
1	無作為標本抽出法に基づき、確率的に正確な調査対象者名簿を作成し、調査に利用。	世論調査をはじめ、「社会調査」と呼ばれる統計学に基づく計量的な調査を行うときの最も基本的なベースとして利用。 調査から得られた学術的な成果を社会的に還元。	世論調査、学術調査と同様に統計理論に基づき、無作為抽出によって生活者の実態を正確に把握。 販売活動は一切禁止。	閲覧により名簿を取得し、自塾・自社のDM発送に利用。 塾生の新規募集、各講習会の案内等に利用。
2	集められた調査データと個人情報とは完全に分離。調査データからは個人を特定できないように処理。個人情報管理・廃棄は、自治体の指定条件があればそれに従っているが、廃棄は、焼却・シュレツターによる毀断などにより行われる。	調査票は原則として大学の個人研究室で半永久的に保存。 標本（調査対象者）名簿は、調査終了後、シュレツターで廃棄。又は研究室内で個人管理を徹底し、その後のパソコンに入力した情報は、卒業業務終了後に消去。名簿や調査票が盗まれたという事件は聞いたことがない。	「マーケティング・リサーチ情報」を遵守。 ・調査対象者の協力は、自由意志。 ・調査対象者の匿名性を徹底する。 ・セールズ行為は一切行わない。	「個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、管理・廃棄。 一回取得すると、一定期間保存。必要なくなったら時点でクロスカッターで廃棄処分。
3	加盟各機関に対し、倫理綱領に基づく厳正かつ科学的な調査の実施を求めている。 調査対象者に対しては、協力を求め、理解をもち、協力した上で調査を実施する。 調査結果は全て統計的に処理され、調査対象者に関わる個人情報が外部に出ることではなく、目的外使用は厳しく排除。	研究者も最も重要な職業倫理として自己規制。 研究会においてもその重要性を認識した活動を展開。 例えば、「社会調査士資格認定機構」の設立、「社会調査倫理綱領」の制定。	平成10年に「マーケティング・リサーチ産業における個人情報ガイドライン」を制定。 平成11年にプライバシーシールド制度の付与認定指定機関として指定。すでに131社中72社が認定。 調査以外の活動は行わない旨の確認書の提出を義務づけ。	ガイドラインを作成。 プライバシーシールド制度の付与認定指定機関として指定。すでに27社が認定。
4	住民基本台帳の閲覧禁止や一部の住民の閲覧を排除するオプトアウトが実施された場合、母集団を正確に把握できないため、調査の誤差幅が大きくなり、調査の信頼性が著しく低下。また、調査が果たしてきてきた社会的機能が失われる恐れ。継続性も断たれる。	科学的な調査研究が極めて困難になる。 実証的な調査研究を重要な研究手段の一つとする人文・社会科学系の学会は、多大な制約を及ぼす。 社会調査に依存する教育という面から多大な影響。行政、産業、マスコミなど各分野にも深刻な影響。政策決定、経済運営の面からみても、甚大な損失をもたらす。	調査データの精度が著しく低下。行政、産業界等における政策決定や経済運営に重大な支障をもたらす可能性。	合法的な名簿の取得が困難となり、経済的負担が大きくなる。小規模事業者の学習塾が倒産、廃業する可能性。違法な名簿が横行したり、DM用名簿の流通単価が高騰するおそれ。
5	民主主義社会において世論の動向を統計的に正確に把握し、国民が世論について認識を共有し、これが国の政策に反映されることが必須。 また、行政だけでなく、民間が世論調査を行うことが必要。 全国的にある程度統一したガイドラインが必要（条件、手数料、閲覧の時間制限）。	科学的な統計調査の意義を尊重し、一律的な全面非公開は避けて頂きたい。 選んで頂きたい。 （例えば、大学単位あたり、委員会を設け、調査、世論調査等を実施することも考えられる。）	市場調査の社会的な使命は、生活者と供給者の双方のコミュニケーションを促進することによって、より生活者のニーズに沿った商品やサービスの提供を可能にするもの。市場調査の公正な発展のために重要な社会的役割を果たすもの。 世論調査、学術調査と同様に市場調査の名簿抽出についても引き続き調査を認めて欲しい。 日本マーケティング・リサーチ協会の加盟社であることと調査源を強化して欲しいのではない。	閲覧申請時に取得理由書を提出させ、身分証明が確認できたものに対してのみ閲覧を認めざるべき。 また、原則に正期に取得し正当な業務の範囲で利用したいと考える事業者と、氏名、電話番号がでたらめな事業者を分別することが必要。 （プライバシーマークの取得を条件の一つとすることも考えられる。） 手数料の引き上げは、大資本の業者が喜ぶだけで、名簿そのものの高騰を招くだけで逆効果。

## 諸外国における住民登録制度について

国名	日本	韓国	スウェーデン	フィンランド	ドイツ(ベルリン州)
(1) 根拠法令	住民基本台帳法	住民登録法	住民登録法	住民情報法	住民登録大綱法(連邦法) 住民登録法(ベルリン州法)
(2) 制度趣旨	住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。	住民の居住移転の実態把握のための公簿として、住民生活の便益を増進させて行政事務の適正な処理を図る。	住民の基本的な情報に対する社会のニーズに応えることを目的とした制度で、住民の居住関係を確定し、住民の本人確認や家族関係等の状況に関する情報を記録する。	住民情報システムは住民の情報に関する統一的な情報システムで、住民の本人確認や、家族関係及び法的権利を確定する。	住民の身元及び住居を確定及び証明し、登録情報の提供により他官署の業務の遂行に協力する。
(3) 事務の実施主体	市区町村(計2417団体)が、住民基本台帳法に基づき、住民の登録、台帳管理等の事務を実施している。	市長・郡守・区長が住民登録に関する事務を実施している。	国税庁一地域税務事務所一税務署という体制で事務を実施している。	内務省一住民登録センター一郡の6カ所の地方事務所一38カ所の地方登録事務所(支那も併せると60カ所)という体制で事務を実施している。	住民登録事務は州の区役所及び州住民秩序長が所管している。
(4) 届出義務の有無	義務あり。 住所を変更した日から14日以内に、規定事項を市区町村長に届け出なければならない。	義務あり。 届出事由が発生した日から14日以内に、規定事由を市長・郡守・区長に届け出なければならない。	義務あり。 住所を変更した日から7日以内に、税務署、保険事務所、郵便局などに届け出なければならない。	義務あり。 住所を変更した日から7日以内に、地方登録事務所へ届け出なければならない。電話での届け出も可能。	義務あり。 住所を変更する者は、7日以内に自ら住民登録庁に届け出なければならない。
(5) 本人確認の方法	住民カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等その他市区町村長が適当と認める書類で確認する。	住民登録証等その身元を確認できる身分証明書(住民登録証、運転免許証、旅券、公務員証、学生証等)又は保管写真等の住民登録資料により届出人を確認する。	旅券、写真付きIDカード、運転免許証等により確認する。	旅券等により必要に応じて確認する。電話の場合には、IDコードや転出地などを尋ね、確認する。	身分証明書、旅券、児童証明書、外国籍の場合の旅券により確認する。

1 住民登録制度の概要

注1) 各国関係機関に対して送付した調査に対する回答やヒアリングを実施した結果に基づき、市町村課で作成した。  
 注2) 本調査における「閲覧」とは、諸外国の制度に関しては、閲覧、交付、その他登録されている情報を一般に利活用させる制度を広く含む。

国名	日本	韓国	スウェーデン	フィンランド	ドイツ(ベルリン州)
(1) 閲覧に供する情報	①氏名、②出生の年月日、③男女の別、④住所	①氏名、②住所、③住民登録番号、④転入日/移転日、⑤世帯主の姓名など。ただし、本人又は世帯主及び行政機関は閲覧可能項目が多い。	①PIN(Personal Identity Number, これを照ると生年月日、性別が分かる)、②氏名、③住所情報(住所、財産、居住県・市・教区)、④市民権、⑤両親、配偶者、子ども等、⑥出生地、⑦国籍、⑧移住情報、⑨消滅情報、⑩理状地、⑪大量の情報提供向けにSPARというデータベースが作られており、そこから情報提供については、例えば銀行の場合には①PIN、②氏名、③住所、④配偶者、⑤過去3年間の記録となっており、また、DMの場合には、①氏名、②住所となっている。ただし、DMに関しては、住民からオプトアウトの申し出があった場合は、当該住民に関する情報の開示はしない。	①氏名、旧姓、②住所情報(居住市、住所、転居情報)、③住民IDコード(PIC)、④出生地、⑤両親、⑥言語、⑦職業、⑧配偶者、⑨子供、⑩親、⑪死亡情報等がデータベースに登録されているが、広く公開されているのは①氏名と②住所。 なお、①アドレス、サービス(*)、②マイレックト・マーケティング、市場調査、世論調査等(歴史的、科学的調査を除く)、③各種委員名簿作成、④家系調査については、オプトアウトが可能。 ※ 電話やインターネットでの問合せに対して住所を教えるサービスで、住民登録センターが実施しているもの。	特定の個人に関するデータについて、①氏名、②学位、③現住所、④死亡情報、⑤出生地及び生年月日、⑥以前の姓名、⑦婚姻の有無、⑧国籍、⑨以前の住所、⑩転入・転出の期日、⑪法的代理人、⑫死亡地及び期日が開示される。(ただし、⑤～⑫は正当な利害関係者のみ開示される。) また、公共の利益が認められる場合に限り、①氏名、②学位、③年齢、④性別、⑤国籍、⑥ベルリンにおける現住所及び前住所、⑦転入・転出の期日、⑧婚姻の有無、⑨未成年の子供という指標によって抽出された者について①氏名、②学位、③ベルリンにおける現住所及び前住所、④未成年の子供の場合には法定代理人に関する情報が開示される。
(2) 閲覧の請求主体	何人でも可。	本人または世帯主、代理申請(本人または世帯主の委任)、その他(公務上、行政機関が文書で申請する場合等※) ※ ①他の法令で本人又は世帯主でない者に勝・抄本の提出を義務化している場合、②正当な利害関係者、③信用秩序の確立と債権人等の保護のため申請する場合、④その他市長等が公益のために特に必要と認める場合	何人でも可。 ただし、関係者及び官公署は閲覧可能項目が多い。	何人でも可。 ただし、関係者及び官公署は閲覧可能項目が多い。	何人でも可。 ただし、関係者及び官公署は閲覧可能項目が多い。
(3) 閲覧の審査方法	原則として、①請求者の氏名及び②住所、③請求に係る住民の範囲を明らかにさせる。また、請求が不当な目的によることが明らかとなつたときは、閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること、その他請求を拒むに足りる相当な理由があることを認めるときは、請求を拒絶する。	本人又は世帯主(代理申請を含む。)及び行政機関により不開示について、原則として閲覧等の根拠事由を記載した申請書及び申請者の身分証明書を提示する必要がある。ただし、住民登録簿の閲覧又は勝・抄本の交付が個人の私生活を侵害するおそれがある、若しくは公益に反すると判断されるときは、市長等は当該閲覧等を拒否することができ。	住民情報法においては、目的のために必要となる情報のみ提供されることとされている。	住民情報法においては、目的のために必要となる情報のみ提供されることとされている。	申請理由等を記載した書面により申請。申請時に申請者の身分証明書の提示を義務づけている。
(4) 閲覧の方法	各市町村によって、取扱いが異なる。	閲覧または交付	電話、ファックス、インターネット等を使った情報提供もできる。	電話、インターネット等を使った情報の提供、書面又は目的にとって適切な方法で実施する。	開示方法の具体的な態様については規定されていない。(文書による回答か、状況により口頭による回答も許容される。)
(5) 手数料	各市町村によって、取扱いが異なる。例として、閲覧により知り得た事項を書き写した件数に比例して手数料を徴収(1件200円)すると共に、閲覧時間に比例して手数料を徴収(1時間3,000円)する。	・閲覧: 自市・郡・区: 100ウォン(約10円)、他市・郡・区: 300ウォン(約30円) ・交付: 自市・郡・区: 150ウォン(約15円)、他市・郡・区: 450ウォン(約45円)	原則無料。ただし、例えば紙で提供する場合には、最初の10ページは無料。その後の10ページに50SEK(約780円)、さらにその後の1ページごとに2SEK(約30円)する。また、SPARから電子的にデータを更新を受けるときに別途料金がかかる。	手数料法 (Act on the Charge Criteria of the State) の規定に従う。アドレスサービスでインターネットを活用する場合は、1住所につき2.25ユーロ(約300円)	3.58ユーロ(約500円)(異なる内容照会の場合: 9.20ユーロ(約1,200円)。アーカイブ化もしくはマイクログリフ化された住民登録情報への照会の場合: 6.14ユーロ(約1,000円))

## スウェーデンの住民登録制度と登録情報の利活用について

### 1. 運営主体

住民登録法(Population Registration Act)に基づき、国税庁、地域税務事務所、税務署により運営されている。

### 2. 登録されている情報

住民登録データベースには、次のような情報が含まれている。

- ・ 住民 ID 番号 (PIN : Personal Identity Number。これを見ると生年月日と性別が分かる。)
- ・ 氏名
- ・ 住所情報 (住所、財産、居住県・市・教区)
- ・ 市民権
- ・ 両親、配偶者、子、親権者 (18歳以下の場合)、養子
- ・ 出生地
- ・ 国籍
- ・ 外国からの移住
- ・ データベースからの削除情報 (死亡、海外移住等)
- ・ 埋葬地

### 3. 登録情報の利活用について

- ・ スウェーデン憲法では、公文書の情報開示原則 (Principle of Public Access to Official Documents) が定められており、原則として、公的機関が持つ公文書は全て公開されるべきもの。住民登録データベースにある情報もその例外ではない。
- ・ ただし、本人又はその近い親類に危害が及ぶおそれがあると思われる場合には、情報を非公開とすることができる。
- ・ 大量の閲覧向けには、SPAR (Swedish Population and Address Register) が設けられており、SPAR 法に基づき、国税庁のデータベースから一定の情報が送られることとなっている。
- ・ SPAR からは、銀行、生命保険会社、クレジット会社を始め、多くの民間企業に対し、情報がオンラインで送られている。例えば、銀行は、PIN、氏名、住所、配偶者、親権者 (子供の場合) といった情報をオンラインで得ることができる。
- ・ SPAR から DM 業者に対する情報提供についてのみ、オプト・アウトが認められている。900万人のスウェーデン人の内、13万人程度がオプト・アウトしている。なお、DM業者に対する情報提供は、氏名と住所のみ。
- ・ SPAR から統計調査等向けの情報提供については、データのサンプリングの精度の問題等から、オプト・アウトは認められていない。

## フィンランドの住民登録制度と登録情報の利活用について

### 1. 運営主体

住民情報法 (Population Information Act) に基づき、内務省の下にある住民登録センター (Population Registration Center) と、38の地方登録事務所 (支部まで併せると60) により運営されている。

### 2. 登録されている情報

住民登録データベースには、以下のような情報が含まれている。なお、その他、建物など不動産等に関する情報も登録されている。

- ・ 住民IDコード (PIC: Personal Identity Code。これを見ると生年月日と性別が分かる。)
- ・ 氏名、旧姓
- ・ 出生市町村
- ・ 住所情報 (居住市、住所、転居情報)
- ・ 国籍
- ・ 言語
- ・ 職業
- ・ 配偶者、子供、両親
- ・ 死亡

### 3. 登録情報の利活用について

- ・ 上記2の情報について、公的機関は原則として全ての情報にアクセスできるが、その場合でも、目的に必要な範囲での利用が認められる。
  - ・ 氏名と住所については、広く一般に公開される。さらに、銀行や生命保険会社等については、PICも見ることができる。
  - ・ 一方、以下の4つについては、オプト・アウトが認められている。
    - ①アドレス・サービス (電話やインターネットでの問合せに対し住所を教えるサービスで、住民登録センターが実施)
    - ②ダイレクト・マーケティング、市場調査、世論調査等。ただし、歴史的・科学的調査に関しては、オプト・アウトは認められない。歴史的・科学的調査については、個人情報公開されるようなものではなく、また、科学的調査においては、秘密が守られると考えられる。国、市町村等に対するオプト・アウトも認められない。
    - ③各種の会員名簿づくり
    - ④家系調査
- 例えばマーケティングに関するオプト・アウトの件数は、520万人のフィンランド人のうち約10万人。
- ・ これらとは別に、本人又はその家族に危害が及ぶおそれがある場合には、申し出により、情報を提供しないこととすることが制度化されている。
  - ・ 住民登録データベースへのアクセスは、年間3億件 (のべ3億人分の情報が利用された)。

## 公益性が高いと考えられる事例

### a 世論調査、学術調査などいわゆる社会調査のうち公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出するために閲覧する場合

- ・新聞社が報道目的のために行う有権者の各党の施策についての意識調査  
新聞で結果が公表され、社会に還元されるとともに、国や地方公共団体の施策にも反映されることが期待される。
- ・大学附属の研究機関が学術研究目的のために行う都市計画についての意識調査  
学会や大学の発行誌等で論文として結果が公表され、社会に還元されるとともに、国や地方公共団体の施策にも反映されることが期待される。
- ・日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」  
平成5年から行われている全国における生活者の景況感や暮らし向き等について把握することを目的とする調査で、調査結果は報道機関等を通じて広く国民に公開され、日本銀行における政策及び業務運営の参考として利用されているほか、国や学術研究機関等にも利用されている。
- ・日本たばこ産業（株）が行う「全国たばこ喫煙者率調査」  
昭和40年から行われている全国成年男女に占める喫煙者の割合を把握することを目的とする調査で、調査結果は報道機関等を通じて広く国民に公開され、国や学術研究機関等にも利用されている。

### b 社会福祉協議会や自治会などの公共的な団体が住民サービスの向上につながるような公益性の高い事業を実施するために閲覧する場合等

- ・自治会が行う当該自治会の区域内の新入学児童に対して入学祝い品（黄色い帽子、ランドセルカバーなど）を支給する事業の対象者を把握するための閲覧
- ・自治会が行う敬老会の開催案内を通知するための閲覧
- ・社会福祉協議会が行う敬老入浴券等を贈る事業の対象者を把握するための閲覧

市町村からの委託や補助を受けて行う場合のほか、一般からの寄付金などに基づいて事業を行う場合が考えられる。

市町村の担当課において、（個人情報保護条例に基づく審議会に諮問して）該当者の名簿を提供することも許容されるような場合

- ・マンションの管理組合がマンションの管理業務のために行う当該マンションの住民の居住確認のための閲覧  
管理業務の内容、他に代替手段がないかを検討した上で、居住確認について確認する特別な理由があると考えられる場合

## 選挙人名簿制度について

選挙人名簿は、投票できる者の範囲を確定するために市町村の選挙管理委員会により調製される公簿である。

### 選挙人名簿の概要

- 調製主体：市町村の選挙管理委員会
- 登録方法：職権登録
  - ※ 住民基本台帳の記録に基づいて登録。
- 登録の効力：永久選挙人名簿
  - ※ 選挙人名簿に一度有効に登録されたときは、その登録は永久に有効であり、死亡、国籍の喪失、他市町村への住所移転等のため選挙人名簿から抹消される場合を除き、登録は効力を失わない。
- 記載事項：選挙人の氏名、住所、性別、生年月日等
- 調製様式：カード式、帳票式、磁気ディスク

### ○ 選挙人名簿の様式（帳票式）

住所	ふりがな 氏名	生年月日	性別	登録 年月日	住民票 作成日 転入届 出日	表示・表 示の消 除 (理由及び その年月日)	抹消 (理由及び その年月日)	投票 区	備考
									<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           市(区)(町)(村) 選挙管理 委員会印         </div>

## 選挙人名簿への登録

- 被登録資格：①当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民  
②引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に記録
  
- 登録：定時登録と選挙時登録
  - ①定時登録：3、6、9、12月（登録月）の年4回  
※ 登録月の1日を基準日として、2日に登録。
  - ②選挙時登録：選挙の都度  
※ 選挙管理委員会が基準日、登録日を定めて登録。

選挙人名簿の正確性を確保するため、縦覧や閲覧等の制度がある。

## 縦覧

- 対象書面：選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した書面
- 対象者：新たに選挙人名簿に登録された者
- 期間：定時登録の際は5日間  
※ 登録月の3日から7日まで。  
選挙時登録の際は選挙管理委員会が定める期間  
※ 通例1日
- 是正措置：選挙管理委員会への異議の申出  
※ 縦覧期間内に申し出ることが必要。  
選挙管理委員会の決定に対する訴訟の提起  
※ 訴訟を提起するには異議の申出が必要。

## 閲覧

- 対象書面：選挙人名簿の抄本
- 対象者：選挙人名簿に登録されているすべての者
- 期間：(選挙時を除き) 常時
- 是正措置：選挙管理委員会への調査の請求
- 選挙人名簿の抄本の様式

住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考

営利目的や不当な目的による選挙人名簿の抄本の閲覧は拒否できる。

## 閲覧が認められる場合

- ①選挙人が自己又は特定の者につき登録の有無を確認する場合
- ②候補者等が選挙運動又は政治活動を行うために閲覧する場合
- ③公共目的の世論調査のために閲覧する場合

## 選挙人名簿抄本の閲覧の申立てを拒否できる場合

### ◇ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（通報及び閲覧等）

#### 第二十九条（略）

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本（第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3 （略）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の正確性を期するために選挙人名簿の抄本を閲覧に供することを義務付けられており、この目的とはおよそ無関係に閲覧を求められた場合には、これを拒むことができることとされている。

例えば、営利目的に使用するための閲覧や不当な目的に使用するための閲覧の申立ては拒むことができる。

なお、選挙運動に用いることを目的として閲覧の申立てがあった場合には、直接名簿の正確性を期するとは言い難いが、事柄の性質上、選挙人名簿により選挙人を把握することに合理性、必然性が認められること（地方選挙においては、選挙運動用文書図画の頒布は通常葉書の郵送に限定されており、選挙人にとって、候補者の情報が送られてくることも重要）に加え、それが名簿の正確性確保に資する面もあることから、このような場合も閲覧の対象となるものである。

参考までに、選挙人名簿の閲覧が認められるものと認められないものの主な例を示すと、以下のとおりとなる。

#### 【閲覧が認められるもの】

- ・ 選挙人が自己又は特定の者につき登録の有無を確認するための閲覧
- ・ 候補者等が選挙運動又は政治活動を行うための閲覧
- ・ 公共目的の世論調査のための閲覧

#### 【閲覧が認められないもの】

- ・ 営利を目的とした閲覧
- ・ ダイレクトメール、市場調査のための閲覧
- ・ 差別的目的をもって特定の地域について閲覧（「不当な目的」で拒否）

公職選挙法（抄）

（昭和二十五年四月十五日法律第百号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

（選挙権）

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5 （略）

（永久選挙人名簿）

第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二條第一項及び第二十三條第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3～5 （略）

（選挙人名簿の記載事項等）

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2・3 （略）

(被登録資格等)

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2・3 (略)

4 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 (略)

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(通報及び閲覧等)

第二十九条 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に関し、その有している資料について相互に通報しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本（第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に登録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。
- 3 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。

(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)

第四十二条 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

- 2 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録された者であつても選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十六条 詐偽の方法をもって選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録をさせた者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 選挙人名簿に登録をさせる目的をもって住民基本台帳法第二十二条の規定による届出に関し虚偽の届出をすることによつて選挙人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。
- 3 (略)

## 公職選挙法施行令（抄）

（昭和二十五年四月二十日政令第八十九号）

（選挙人名簿の登録のための調査等）

第十条の二 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格（以下「被登録資格」という。）を有する者を常時調査し、被登録資格を有する者について選挙人名簿に登録するための整理をするものとし、選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格を有することについて確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の調査に関し必要がある場合には、その被登録資格につき調査しようとする者その他の関係人の出頭を求め、又はこれらの者に被登録資格の確認のための資料の提出を求めることができる。この場合には、これらの者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

## 住民基本台帳法（抄）

（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

（選挙人名簿との関係）

第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうものとする。

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等で選挙人名簿の登録に関係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることがないように努めなければならない。

## 選挙人名簿の縦覧及び閲覧制度の変遷について

### ○ 公職選挙法制定時

- ・市町村の選挙管理委員会は、基本選挙人名簿（一年ごとに職権で調製）と補充選挙人名簿（選挙人の申告に基づき選挙のつど調製）の2種類の名簿を調製することとされていた。
- ・現在のように選挙人名簿を常時閲覧に供する旨の規定はなかったが、脱漏や誤載を防止する観点から、選挙人名簿の調製の際に選挙人名簿そのものを縦覧に供することとされていた。

### ○ 昭和41年（永久選挙人名簿制度の採用）

- ・永久選挙人名簿制度が採用され、選挙人名簿に一度有効に登録されるとその登録は永久に有効であり、死亡、他市町村への住所移転等法定の手続によって選挙人名簿から抹消される場合を除いて効力を失わないこととされた。なお、選挙人名簿への登録（毎年二回）は原則として選挙人の申告によることとしつつ、毎年一回職権により登録を行うこととされた。
- ・縦覧：選挙人名簿に代わり、選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供することとされた。
- ・閲覧：選挙人名簿を正確ならしめるためには、選挙人名簿を積極的に選挙人に開放し、その点検や監視の下に置くことが必要との趣旨により、選挙時及び登録時を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供することとされた。
- ・選挙人名簿の正確性を保持するためには選挙人の協力が必要であることから、選挙人に対する便宜供与や選挙管理委員会に対する調査の請求の規定が設けられた。

#### ◇ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（縦覧）

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 （略）

（通報及び閲覧等）

第二十八条 （略）

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日まで並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで（前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日に当たる日まで）の間を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3 （略）

○ 昭和44年（住民基本台帳に基づく職権登録）

- ・住民基本台帳法が成立したことに伴い、選挙人名簿の登録は、住民基本台帳の記録に基づいて行われることとなった。
- ・縦覧：選挙人名簿の登録を行った後に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供することとされた。
- ・閲覧：選挙人名簿の登録が職権のみで行われるようになったこと等に伴い、登録についてできるだけ選挙人の確認を得ておく必要があるため、登録時においても選挙人名簿の抄本を閲覧に供することとされた。

◇ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（縦覧）

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については九月十一日から同月十五日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国区選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 （略）

（通報及び閲覧等）

第二十九条 （略）

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、選挙人名簿の抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

3 （略）

○ 昭和60年（住民基本台帳法の改正）

- ・プライバシー保護の観点から住民基本台帳法が改正され、同法において、市町村の選挙管理委員会は市町村長より通知された事項を不当な目的に使用されることがないように努めなければならないことと規定された。市町村の選挙管理委員会においては、この規定の趣旨を実現するよう、選挙人名簿の抄本の閲覧に係る要綱を定める等の対応を行っている。

◇ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（選挙人名簿との関係）

第十五条 （略）

2 （略）

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることがないように努めなければならない。

## 選挙人名簿抄本の閲覧制度に 関する調査結果（概要）

1 対象団体 全国2,400市区町村（平成17年5月1日現在）

2 閲覧請求に対する審査等の取扱い

- (1) 選挙人名簿抄本の閲覧に関して要綱等を策定している団体が1,652団体（68.8%）。
- (2) 選挙人名簿の編制順序については、  
 住所順 39.2%、名簿に登録した順 2.4%  
 氏名のアイウエオ順 18.3%、その他 40.0%
- (3) 閲覧に際して申立書等の書面の提出が必要な団体が2,353団体（98.1%）。
- (4) 身分証明書等の提示を求めて申立者の本人確認を行っている団体が1,546団体（64.4%）。
- (5) 報道機関などから委託を受けた者から閲覧の申立てがあった場合、委託を受けていることを証明するに足る資料の提示を求めている団体が2,030団体（84.6%）。
- (6) 申立者が団体の場合、実際に窓口に来た者に対して当該団体の構成員であることがわかる資料の提示等を求めている団体は1,607団体（66.9%）。
- (7) 閲覧により申立者が取得した個人情報について、コピーなど控えを取って確認を行っている団体が832団体（34.7%）、目視により確認を行っている団体が784団体（32.7%）。
- (8) 選挙人名簿抄本の謄写が可能な団体が625団体（26.1%）。

3 閲覧の請求件数等

- (1) 平成16年度の閲覧申立件数は、23,925件。
- (2) 申立者別内訳
- |           |       |   |         |      |
|-----------|-------|---|---------|------|
| 報道機関      | 38.6% | 、 | 学術機関    | 9.1% |
| 国・地方公共団体等 | 21.5% | 、 | 政党・政治団体 | 7.8% |
| 公職の候補者    | 15.8% | 、 | 本人等     | 3.7% |
- 等
- (3) 申立事由別内訳（選挙人名簿への登録の有無の確認を除く）
- |            |       |   |           |       |
|------------|-------|---|-----------|-------|
| 世論調査       | 41.4% | 、 | 選挙運動・政治活動 | 21.3% |
| 公共的目的の意識調査 | 27.1% | 、 | 学術調査      | 5.6%  |
- 等

平成16年度における選挙人名簿抄本の閲覧件数(申立者別内訳)(単位:件)

申立件数 (申立者別内訳)	a本人等	b公職の候補者	c政党	d政治団体	e報道機関	f学術機関	g国、地方公共 団体、その他 公共的団体	hその他	b~hの小計	合計
<b>全体</b>	<b>886</b>	<b>3,775</b>	<b>632</b>	<b>1,254</b>	<b>9,246</b>	<b>2,166</b>	<b>5,145</b>	<b>821</b>	<b>23,039</b>	<b>23,925</b>
1万人未満	202	681	30	123	1,267	233	775	206	3,315	3,517
1万人以上5万人未満	394	1,924	62	442	3,200	609	1,793	331	8,361	8,755
5万人以上10万人未満	200	600	93	264	1,508	315	821	105	3,706	3,906
10万人以上30万人未満	61	430	146	186	1,510	379	752	78	3,481	3,542
30万人以上50万人未満	17	77	90	62	637	173	506	60	1,605	1,622
50万人以上	12	63	211	177	1,124	457	498	41	2,571	2,583

許可件数 (申立者別内訳)	a本人等	b公職の候補者	c政党	d政治団体	e報道機関	f学術機関	g国、地方公共 団体、その他 公共的団体	hその他	b~hの小計	合計
<b>全体</b>	<b>880</b>	<b>3,773</b>	<b>632</b>	<b>1,227</b>	<b>9,160</b>	<b>2,142</b>	<b>5,093</b>	<b>788</b>	<b>22,815</b>	<b>23,695</b>
1万人未満	199	680	30	123	1,252	233	760	202	3,280	3,479
1万人以上5万人未満	394	1,923	62	433	3,157	601	1,779	323	8,278	8,672
5万人以上10万人未満	200	600	93	260	1,502	312	815	101	3,683	3,883
10万人以上30万人未満	61	430	146	183	1,500	372	745	63	3,439	3,500
30万人以上50万人未満	15	77	90	57	629	170	499	59	1,581	1,596
50万人以上	11	63	211	171	1,120	454	495	40	2,554	2,565

本人等以外からの申立ての事由別件数について(単位:件)

申立件数 (事由別内訳)	選挙・政治活動	政治・選挙に関する世論調査	政治・選挙に関する学術調査	公共的目的の意識調査	その他	合計
全体	4,908	9,543	1,300	6,242	1,046	23,039
1万人未満	822	1,338	109	931	120	3,320
1万人以上5万人未満	2,217	3,223	330	2,328	270	8,368
5万人以上10万人未満	795	1,616	200	975	122	3,708
10万人以上30万人未満	620	1,540	237	975	105	3,477
30万人以上50万人未満	144	670	110	332	344	1,600
50万人以上	310	1,156	314	701	85	2,566

許可件数 (事由別内訳)	選挙・政治活動	政治・選挙に関する世論調査	政治・選挙に関する学術調査	公共的目的の意識調査	その他	合計
全体	4,893	9,452	1,289	6,167	1,014	22,815
1万人未満	817	1,324	109	914	116	3,280
1万人以上5万人未満	2,212	3,184	327	2,299	260	8,282
5万人以上10万人未満	794	1,609	199	966	118	3,686
10万人以上30万人未満	620	1,527	232	962	96	3,437
30万人以上50万人未満	141	659	108	327	342	1,577
50万人以上	309	1,149	314	699	82	2,553

## 検討会のヒアリングの際に提出された 選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する主な意見

### 1 現行の制度を維持すべきとの意見

- ・ 選挙関係の世論調査においては選挙区ごとにサンプリングを行う必要があるため、選挙人名簿の抄本の閲覧が今後とも可能となるよう要望する（財団法人日本世論調査協会）。
- ・ 選挙人名簿の抄本は、「社会調査」と呼ばれる統計学に基づく計量的な調査を行うときの最も基本的なベースとなっており、この存在抜きに科学的調査を行うことは極めて困難である（社団法人日本社会学会等）。
- ・ 閲覧制度の見直しにあたっては、科学的な統計調査の意義を尊重し、一律的な全面非公開につながるような改正は避けていただきたい（社団法人日本社会学会等）。
- ・ 選挙の公正の担保の側面がある以上、一律に選挙人名簿の抄本の閲覧を禁止すべきではない（日本弁護士会連合会）。
- ・ 選挙運動や政治活動を目的とした閲覧は今後とも認められるべきである（政党）。
- ・ 選挙人名簿は参政権の基礎となる公簿であるが、公平に閲覧・利用できるようにすることが議会制民主主義の発展には不可欠である。閲覧ができる場合を制限することにより、結果として政治活動の自由や知る権利が侵害されるようなことがあってはならない（政党）。
- ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度と住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直しを同列に論じるべきではない（政党）。

### 2 現行の制度を廃止すべきとの意見

- ・ 選挙人本人が選挙人名簿への登録の有無を確認できるようにすればそれで十分であり、閲覧・便宜供与までは必要ないのではないか。選挙人名簿の閲覧制度は、プライバシー保護の観点から見直す必要があるのではないか（熊本市）。
- ・ 本人が自己の登録の有無を確認する場合を除いて、原則として閲覧制度を廃止すべき（全国消費者団体連絡会）。
- ・ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度の趣旨・目的が、選挙人名簿の正確性の確保であることを法律上明らかにし、選挙人本人又は個人を特定した閲覧の申立て以外のものは認めるべきではない（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス）。

### 3 その他

- ・ 虚偽目的の閲覧などは、罰則などによって規制すべき（日本弁護士会連合会）。
- ・ 閲覧手数料を徴収することとした場合、財力の有無によって政治活動に差が生まれかねないので、妥当ではない（政党）。
- ・ 閲覧に際して手数料を徴収するとしても、なるべく低廉な額が望ましい（社団法人日本社会学会等。日本弁護士会連合会・政党も同旨）。
- ・ 便宜供与の趣旨・目的が明確ではないため、その範囲を明確にするか、又は便宜供与の規定自体を削除すべき（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス）。

## 諸外国における選挙人名簿の閲覧制度について

国名	日本	韓国	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ(ベルリン州)	ノルウェー	フィンランド
1 選挙人名簿の開設方法								
2 選挙人名簿に載っていること	市町村の区域に住所を有する年齢20年以上の日本国民(選挙権を有しない者を除く)で、引き続き1年以上当該市町村の住民として登録されている者	選挙日現在20歳以上の国民であって、選挙人名簿作成基準日現在、当該選挙区の区域に住民として登録されている者	満18歳以上であり、コミューン(市町村)に住所又は5年以上地方税を納めている別荘を所有している者であって、選挙権を有する者	選挙期日までに年齢満18歳に達しているスウェーデン国民であって、国内に居住している者又はかつてスウェーデンに住民登録をしていた者(国籍選挙の場合)	18歳以上のイギリス、コモンウェルス及びEU加盟国の者であってイギリス国内に居住する者(海外在住のイギリス国民は、一定の条件を満たせば、登録が認められる)。	18歳以上のドイツ国民で選挙権を有する者	ノルウェーの国籍を有し、国内において住民登録をしている者であって選挙が執行される年の12月31日現在で年齢満18歳に達している者	18歳以上のフィンランド国民で選挙権を有する者
3 選挙人名簿の個人情報	氏名、住所、生年月日、性別等	氏名、住所、生年月日、性別等	氏名、住所、生年月日、出生地	①氏名 ②PIN(個人識別番号、選挙人の生年月日が含まれる) ③住所番号 ④個人番号 ⑤住民登録番号 ⑥生年月日 ⑦住所 ⑧正式住所 ⑨住所情報(裁判所の決定による住所情報(非公開))	氏名、住所	氏名、住所、生年月日	氏名、住所、生年月日、性別	①選挙人のIDナンバー ②氏名 ③政党 ④選挙人名簿内の住所地帯市町村 ⑤投票区 ⑥選挙当日の投票所とその住所 ⑦選挙人の母国語(アイスランド語、ノルウェー語、スウェーデン語又はデンマーク語の場合) ⑧フィンランド以外に住んでいる場合は居住国 ⑨住所所在地市町村がある行政区の地域登録番号 ⑩登録の日 等
4 選挙人名簿の記載内容	選挙人名簿の記載内容 選挙人名簿の記載内容 選挙人名簿の記載内容 選挙人名簿の記載内容	○ 異議申請 選挙人名簿に記載、誤謬があることと認めるときには、選挙期間中に異議を申し出ることができる。 ○ 不服申請 異議申請に対する決定について不服がある異議申請人又は選挙人名簿に記載されている者から選挙管理委員会に不服を申請することができる。 ○ 名簿選挙者の取消 異議申請期間の満了日以後に選挙人名簿から削除している者が、書面にて議員された場合には、書面にて選挙人名簿への登録申請を行うことができる。	○ 異議の申出 選挙人名簿に記載、誤謬がある場合、地方自治体(市町村)から、一定の期間内に各地域の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。 ○ 訴訟の提起 住所について異議がある場合には、訴訟を提起することができる。	○ 異議の申出 選挙人名簿に記載、誤謬がある場合、地方自治体(市町村)から、一定の期間内に各地域の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。 ○ 訴訟の提起 住所について異議がある場合には、訴訟を提起することができる。	○ 異議の申出 選挙人名簿に記載、誤謬がある場合、地方自治体の窓口へ届出を行う。 ○ 訴訟の提起 住所について異議がある場合には、訴訟を提起することができる。	選挙期日の20日～16日前までの間、有権者は市町村に対して選挙人名簿に関する申立を行うことができる。市町村は申立に対して一定の期間内に各地域の選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。	選挙人名簿に記載又は脱落があることと認めるときは、選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。	名簿に記載又は脱落があることと認めるときは、所定の日時までに選挙人名簿を訂正を求めることができる。

注) 各関係機関に対して送付した調査に基き、選挙区作成。

諸外国における選挙人名簿の閲覧制度について

国名	日本	韓国	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ(バルリン州)	ノルウェー	フィンランド
1 閲覧に供する情報	氏名、住所、生年月日、性別	氏名、住所、生年月日、出生地	氏名、PIN(生年月日が含まれる)等	氏名、住所	氏名、住所、生年月日	氏名、住所、生年月日、性別	氏名、住所、生年月日、性別	13と同様
2 閲覧を拒否する理由	氏名、住所、生年月日、性別が、財産上の利益その他の権利を侵害することと認められることとされている。閲覧制度を利用することはできない。	選挙人名簿に登録されている者に限り選挙人名簿の閲覧が認められているが、濫利目的の閲覧は認められない。	選挙の当日で職務に支障がある場合。	○完全名簿 選挙目的及びその他認められた目的に限って閲覧が認められている。 ○限定名簿 特になし	原則として、選挙人は自ら以外の第三者に選挙人名簿の記録を閲覧させることができない(他の本籍者に関する情報は開示している)。第三者に選挙人名簿の記録を閲覧させることができる。	選挙に立候補しているすべての政党その他の政治団体に限り、選挙人名簿を閲覧することが可能。	・選挙その他の政治団体が選挙運動のために使用する場合は、選挙機関が選挙運動のために必要と認めるときは、選挙人名簿を閲覧することができるが、選挙運動以外の目的で閲覧することは認められていない。	
3 公職の候補者、政党が選挙運動等を行う目的で名簿を閲覧することの可否	可能	・候補者個人が閲覧することは可能。 ・選挙が閲覧することは不可(報道機関、学術機関は個人なら可)	・公職の候補者及び政党は、選挙運動、政治活動目的で完全名簿を閲覧することができる。 ・それ以外の場合は、限定名簿の閲覧のみが認められている。					
4 閲覧の方法等	4分の1程度の市町村において、選挙人名簿をコピーすることが認められているが、それ以外の市町村においては選挙人名簿の記載を書き写すことしか認められていない。	選挙者、選挙事務長、選挙運動所長は、書面でも地方選挙人名簿の閲覧を受けることができる。選挙運動所長等が選挙人名簿の閲覧を受けることができる。	選挙人名簿の写しの交付又は送付を受けることが可能。 ・直近の2回の選挙選挙のいずれかにおいて1%以上の得票率を得た政党は、選挙人名簿のコピーを無料で入手することができる。	完全名簿については既記しか認められていない(限定名簿についてはこの限りではない)。 ○完全名簿 選挙機関のみ入手可能。 ○限定名簿 特種制限はない。	選挙人名簿の記載を転記することとコピーすることとを禁止されている。 選挙人名簿のコピーを無料で入手することができる。	選挙に立候補しているすべての政党その他の政治団体の選挙人名簿を閲覧することができる。	選挙に立候補しているすべての政党その他の政治団体の選挙人名簿を閲覧することができる。また、第三者に選挙人名簿を閲覧することが禁じられている。	閲覧することができるほか、電話により情報を入手することもできる。
5 閲覧制度を運用する前、裁量措置の有無	なし	選挙人名簿を他人に譲渡、貸与、また財産上の利益その他の権利を目的に利用した者は、2年以下の懲役又は400万ウォン(約40万円)以下の罰金が課される。	完全名簿の情報を漏洩した場合、5千ポンド(約100万円)以下の罰金が課される。		政党又は無所属候補者は、選挙以外の目的で住民登録情報を利用した場合は選挙後1週間以内(もコピーすることとを禁止されている)に知り得た情報を廃棄しない場合には、最大25,000ユーロ(約340万円)の罰金が課される。	刑罰はないものの、高等その他の政治団体の政治目的以外の目的で選挙人名簿を閲覧することは禁じられている。		
6 その他	-	-	裁判所の命令がある場合に限り、選挙人名簿に記載された情報を非公開とすることができる。	-	自らに係る情報が公開されることにより選挙の公正性が損なわれることを立証した者は、市町村に対して選挙の記録を閲覧させることにより選挙の公正性を確保することができる。			

注) 各国関係機関に対して送付した調査に対する回答やヒアリングを反映した結果等に基づき、選挙課で作成。